

平成 2 7 年度第 2 0 回定例会

八王子市教育委員会議事録（公開）

日	時	平成 2 8 年 3 月 2 4 日（木）	午後 2 時
場	所	八王子市役所 議会棟 4 階	第 3 ・ 第 4 委員会室

第 2 0 回定例会議事日程

- 1 日 時 平成 2 8 年 3 月 2 4 日 (木) 午後 2 時
- 2 場 所 八王子市役所 議会棟 4 階 第 3 ・ 第 4 委員会室
- 3 会議に付すべき事件
 - 第 1 第 6 7 号議案 八王子市立学校教職員人事に関する事務処理の報告について
 - 第 2 第 6 8 号議案 平成 2 7 年度八王子市教育委員会表彰に関する事務処理の報告について
 - 第 3 第 6 9 号議案 八王子市立学校における学校運営協議委員の委嘱について
 - 第 4 第 7 0 号議案 八王子市立学校教職員の措置について
 - 第 5 第 7 1 号議案 八王子市立学校教職員の説諭について
 - 第 6 第 7 2 号議案 八王子市立学校教職員の措置について
 - 第 7 第 7 3 号議案 八王子市立学校教職員の説諭について
 - 第 8 第 7 4 号議案 八王子市学習支援委員の解嘱について
 - 第 9 第 7 5 号議案 八王子市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則設定について
 - 第 1 0 第 7 6 号議案 八王子市教育委員会事案決定規程の一部を改正する訓令設定について
 - 第 1 1 第 7 7 号議案 八王子市立学校教職員服務規程の一部を改正する訓令設定について
 - 第 1 2 第 7 8 号議案 八王子市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則設定について
 - 第 1 3 第 7 9 号議案 八王子市立小学校及び中学校の指定に関する規則

の一部を改正する規則設定について

第14 第80号議案 平成28年度統括校長を設置する学校の指定について

4 報告事項

- ・学力向上に向けた総合的な取組について (指導課)
- ・八王子市教育委員会認定指導教員について (指導課)
- ・第3回八王子市いじめ防止対策推進会議について (指導課)
- ・高齢者叙勲の受章について (教職員課)
- ・姫木平自然の家運営協議会の設置について (生涯学習政策課)
- ・中田遺跡公園の再整備の完了について (文化財課)
- ・こども科学館の大規模改修工事に伴う臨時休館について (こども科学館)

その他報告

出席者

教 育 長	坂 倉 仁
教育職務代理者	和 田 孝
委 員	輿 水 かおり
委 員	村 松 直 和

教育委員会事務局出席者

学 校 教 育 部 長	廣 瀬 勉
学校教育部指導担当部長	山 下 久 也
教 育 総 務 課 長	小 林 順 一
学 校 教 育 政 策 課 長	小 俣 勇 人
学校複合施設整備課長	内 野 茂 樹
施 設 管 理 課 長	岡 功 英
保 健 給 食 課 長	野 田 明 美
教 育 支 援 課 長	穴 井 由美子
指 導 課 長	中 村 東洋治
教 職 員 課 長	廣 瀬 和 宏
統 括 指 導 主 事	佐 藤 晴 美
統 括 指 導 主 事	斉 藤 郁 央
指 導 課 先 任 指 導 主 事	野 村 洋 介
生涯学習スポーツ部長	小 柳 悟
生涯学習政策課長	井 上 茂
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	坂 口 崇 文
学 習 支 援 課 長	新 井 雅 人
文 化 財 課 長	中 正 由 紀
こ ど も 科 学 館 長	牛 山 清 志
図 書 館 部 長	小 坂 光 男
中 央 図 書 館 長	中 村 照 雄
生涯学習センター図書館長	新 堀 信 晃

南大沢図書館長
川口図書館長
教育総務課主査
教育総務課主査
保健給食課主査
教育支援課主査
指導課指導主事
指導課指導主事
指導課指導主事
指導課指導主事
教職員課主査
教職員課主査
生涯学習政策課主査
教育総務課主任
教育総務課主事

村田浩三
福島義文
堀川悟
篠原茂
安藤純
山田光
高木紘二郎
野村洋介
日向義裕
星野正人
石川智也
古川洋一郎
塩澤宏幸
村石英里
廣瀬桃子

【午後 2 時 0 0 分開会】

坂倉教育長 皆さんこんにちは。本日は午前中に小学校の卒業式があった関係で、午後の開会とさせていただいております。皆様方には小学校への卒業式の御参加、まことにありがとうございます。またお疲れさまでございました。

本日は、星山委員から欠席の報告がございましたけれども、出席委員は 4 名でございますので、本日の委員会は有効に成立していることを申し添えます。

これより平成 27 年度第 20 回定例会を開会いたします。

また、本市では地球温暖化対策、省資源対策の一環として節電等に取り組んでおります。本定例会においても、照明の一部消灯を実施いたしておりますので、御理解いただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、日程に入ります前に、本日の会議録署名員の指名をいたします。本日の会議録署名員は、村松直和委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

また、議事日程中、第 67 号議案につきましては、いまだ意思形成過程のため、第 70 号議案から第 73 号議案につきましては、個人情報を含むため「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 14 条第 7 項及び第 8 項の規定により、非公開といたしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂倉教育長 御異議ないものと認めます。

坂倉教育長 それでは、それ以外の日程について進行いたします。

日程第 2、第 68 号議案 平成 27 年度八王子市教育委員会表彰に関する事務処理の報告についてを議題に供します。本案について教育総務課から説明願います。

小林教育総務課長 それでは、第 68 号議案、平成 27 年度八王子市教育委員会表彰に関する事務処理の報告について御説明申し上げます。詳細につきましては、担当の篠原主査より説明いたします。

篠原教育総務課主査 それでは、第 68 号議案について御説明させていただきます。

本議案は、八王子市教育委員会の権限委任に関する規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、教育長におきまして事務処理をいたしましたので、同条第 2 項の規定に基づき報告し、承認をお願いするものでございます。

事務処理の内容は、平成27年度八王子市教育委員会表彰についてでございます。八王子市教育委員会表彰規程第3条第3号の規定に基づきまして、平成27年度教育委員会義務教育皆出席表彰者を決定いたしました。本年度の表彰者は31名おり、男女の内訳としては男子10名、女子21名となっています。詳細は一覧を掲載しておりますので、ご覧ください。

説明は以上です。

坂倉教育長　　ただいま教育総務課からの説明が終わりました。本案について、御質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂倉教育長　　御質疑はないようでございますので、御意見をいただきたいと思いますが、その前に、ここで三つの表彰をしたんですけれども、いわゆる一般表彰には和田委員に立ち会っていただきました。またボランティア表彰には村松委員に立ち会っていただきまして、皆出席表彰には輿水委員に立ち会っていただくものでございます。各被表彰者の皆様方も感激するところが多いかと思っておりますけれども、特にこの皆出席には輿水委員が御参加されましたので、もし御感想等がありましたら、いただきたいと思っております。

輿水委員　　それでは、昨日、31名のうち、やむを得ず欠席もありましたけれども、この表彰者と、それから御家族の皆さん、御両親はもちろんですけれども、おじいちゃん、おばあちゃん含めて、御家族の皆様お集まりの中、表彰式が行われました。

その式でも申しましたけれども、本当に大したものだという感想を持ちました。9年間無遅刻無欠席、そして無早退ということで、なかなかできるものではない、振り返ったときに、一つ一つ増えていった道標に改めて本人も御家族も、そして私どもも驚いたという、感激的な表彰式でございました。

教育長からもお話があるかと思っておりますけれども、0.7%、100人に一人いないという偉業でございましたので、そこを強く御本人たちにも、御家族にも、私のほうからお祝いの言葉を述べさせていただきました。きっとこの子たち、新しい人生でまた自信をもって踏み出してくれるのではないかなと期待しているところです。大変めでたい会に出席させていただいて、私もうれしかったです。よい式でした。

以上です。

坂倉教育長 ありがとうございます。議案に対する質疑ではないのですが、輿水委員と話したのですが、八王子市では38校ある中で、31名が表彰され平均1校一人いないはずですが、3人、4人いるところもある半面、一人もいないところがある。偶然かもしれないのですが、学校によって差があるようです。子どもたちが行きたい、行きたくないという言い方はおかしいのですが、何か、感想等でもあれば、聞かせてもらいたいと思います。指導担当部長、いかがですか。

山下指導担当部長 確かに学校によっては複数名がいるというところで、偏っているというのはおかしいですが、差があるのだなというふうには思いました。例えばインフルエンザ等、そういうところの欠席は明確に欠席扱いに指定しなかった。そのほかの状況においても何かまとまったお休みをするような機会もあったのかなというふうには思って、今後、各学校の雰囲気等を踏まえながら、こういうところに何か影響があるのかということについては見ていきたいなと思っています。

坂倉教育長 特に学校の方々も含めて、何らかの形でいい方向に生かしていければ参考になりますので、なかなか簡単にはいかないと思いますけれども、皆出席が多く出ているような学校がどんなようなことをしているのかあたりはぜひ参考にしてくれたらありがたいなと思います。

輿水委員 先ほども感想も申し述べましたが、データの言くと、見せていただくと、年々この皆出席が増えていきますよね。全体数が減っていく中で出席者、表彰者が増えていくというのは、やっぱりそれなりの努力と評価、意識と評価、そういうものがこの表彰をすることで育てているのかなというのが一つ。

それからもう一つ、今日も私は小学校の卒業式に行って参りましたけれども、ずっと学校に来られないけれども、今日1日、しかもそれは生徒席ではなくて保護者席であったとしても、今日1日来られたというお子さんもいらっしゃる。それもまた素晴らしいことだと思うのですね。さまざまな要因の中で、さまざまにこの賞を取れる状況、または取れない状況もあろうかと思いますが、一人一人が何か自分の目標に向かって頑張っていて、そしてこの9年間という達成できたということを褒めてあげるとするのは、これもまた一つ大事なことです。学校に来られなかった子が1日来られたという、これを褒めてあげることも大事なことですというふうに思いながら、今

日の卒業式にも参加してきました。

いずれにしても、めでたいと思いますので、このことをいろんな学校にもお伝えし、こういうことに、これを目指す子どもが出てくると、これもうれしいなと思います。

坂倉教育長 他に御意見はございませんでしょうか。

和田委員 基本的に私はこの表彰については賛成をしていないんです。ここへ来たときに意見表明もさせていただいたのですけれども、ここに来られた方に、水を差すようなことを申し上げるわけじゃなくて、よく頑張ったなという気持ちはもうそれでいいと思っています。

ただ、前から指摘をしているんですけれども、先ほどちょっと指導担当部長のほうからインフルエンザの扱いがちょっとぐちゃぐちゃとなっていましたけど、どうなっているのかというのがきちっと説明をしていただかなきゃいけない。私の反対意見の中にもインフルエンザの扱いはどうなっているんですかということを確認したはずです。

それから、あとなぜいけないのかというと、学校の中で事故が起きた、体育の先生の不注意によって事故があっけがをして来られなかった。これは本人の責任でしょうか。それから生まれ持っているんな障害があったり、出席できない子どもたちがいたときに、それがこの表彰の対象から最初から外されることになるんですね。そういうこと前提にしたときに、こういう表彰ありますよということを市が行うということに対して、私は疑問を感じています。

いつも申し上げているのですけれども、子ども時代というのは、いっぱい病気をすることが一つの仕事なんですよね。つまり病気をしたり、いろんなけがをしたりする中で成長していくんだというふうに考えたときに、何が何でも皆出席しなければいけないという、そういう目標を立てて、いいんですよ、それを目標にしてやるのが間違っているわけではないのですけれども、さまざまな要因がある中で、こうやって結果として出てきた人に対してだけ表彰するということについて、私は疑問を感じています。

先ほどのインフルエンザの話ですけれども、実際にどうなっているのか、その辺のところをきちんと精査しなければいけないのと、学校がインフルエンザについて、

どういう取り扱いをしているかをきちんと把握されているのかどうか、かなり曖昧に扱っている例があると思うのですね。その辺なんかも考えたときに、ある一部の学校が出ていて、ある一部が出ていないという状況を考えたときに、きちんとやっているところが報告がなくて、いいかげんにやっているずさんなところが報告があるというようなことになっていないのかどうか。それは学校の実態を私は知っているので、そういう報告のやり方についても非常に疑問を感じています。

ここにきたときにはもう制定されていまして、反対意見はもう全体での意見として私は合議制の中で反対しているわけではないのですけれども、基本的に私のスタンスはそういう考えです。もともとこの状況に参加できない子どもたちにとって、この表彰というのはもうスタート時点から差別をしている、人権の侵害にも当たるのではないかという考え方を私は基本的に持っていますので、意見表明だけはさせていただきます。インフルエンザの扱いを教えてください。

篠原教育総務課主査　ただいまのインフルエンザについての御質問ですが、インフルエンザ、あと忌引等につきましては、出席停止というふうに学校は扱いをしておりますので、それにつきましては最初から欠席ということにはみなさずに、そういうふうにしておりますので、それ以外の出席について皆出席ということで学校から報告をいただいております。

和田委員　そのとおりだと思います。その確認がきちんと学校にできているかどうかということを私は大変心配をしています。インフルエンザは流行性のもので、人からもらって病気になるわけですね。では通常の風邪を引いた子どもたちは、それはその子の責任であって、インフルエンザのときには出席停止の措置を受ける。そういうことでいいんですかね。つまり、出席停止扱いになる病気になった者については、それは欠席扱いになりませんよ、ほかの病気になったときには、これは欠席ですよという、そういう分け方をしていること自体が、これは出席簿上の扱いであって、子どもにとって風邪を引くということは、同じことではないのかというふうに私は思っています。

これから翻す気持ちはありませんので、ただそういうところの認識は私にあるということだけ言わせていただきたいというふうに思っています。

村松委員　私も実は小学校のときは全部出席して、中学校のときが何日か引越してだ

めだったんですね。それは出席にならないということで、とても残念で9年間達成できなかったんです。インフルエンザが出席停止扱いで、普通の風邪が欠席というのちょっと私も腑に落ちないのですけれども。

小林教育総務課長 義務教育皆出席につきましては、前の小田原委員長が義務教育の9年間全て出席するということは、以前輿水委員もお話しいただきましたが、本当に偉業だ、という話から、これができました。

私たちは、教育委員会の意思決定を受けて、表彰をしまいいりました。私たちは教育委員会の意思決定によって事務を行うものですので、教育委員会の中でこの表彰自体を疑問視するというか、何か問題があるということであれば、そこは議論していただいて、今後どういう方向性にするかというのはお決めいただく必要があるのかなというふうには考えています。

表彰を実施しております事務局としては、身体的要因とか、家庭的要因がある方はいらっしゃいますけれども、やはり9年間4,000人の中から0.7%しか生まれない、そのような偉業を達成した子どもたちは、やはり表彰に値すべきだというふうには考えております。それは担当課の考え方でございますけれども、そこはまた改めて議論をする機会を設けさせていただく必要があれば、場を設けさせていただきますので、よろしくをお願いします。

坂倉教育長 4,630名で0.7%、それで、少し整理しなくてはいけないのだけれども、和田委員の話の中で言ったときに、私がいたときは決まっていたからと言ったのと同時に、その辺についてどうこうというふうに言ったわけではない。村松委員が言ったのは、そうではなくて規定の整備をしっかりとしなさいよといことだと思います。インフルエンザのこともそうだけど、今話が出たように移動教室の補助具を使わなければいけない方でしたか、本来的には補助といえますか、そういうところができるのが一番だけど、仮にそれができないと言ったときに、それを出席とするのか、欠席とするのか、そういうところの整備がしっかりしていないとおかしいよと言っているのです、教育総務課長の答えではなのではないのかもしれないけれども。またこれをどうするかというのは、我々で議論するときがあればしてほしいと思う。この表彰の制度については、インフルエンザとほかの風邪は違うかという話が出たけれども、少なくとも学級閉鎖まではもちろん出席を要しない

し、一人、二人がインフルエンザにかかっても出席とすることは整理できているので、今の質問では制度云々ではなくてどうしているのか、どうするのかを答えるものです。

穴井教育支援課長　先ほど、村松委員のほうから介助者のお話が出ました。具体的にどこの学校でというお話ではないので、正しくお答えができないかもしれないのですが、すけれども、車椅子の方で、例えば移動教室に行きたいと言った場合で、今までお医者様を連れていきたいというお話は事務局としては受けたことはないです。

予算がつかなくてというお話はどこのところで御判断されたのかわかりませんが、ただ、八王子市では付添人というのはつけています。なので、ここで例えば元八中学校においては、支援が必要なお子さんがスキー教室に行くということで、スキーのできる支援員ということだったので、市の職員のOBでスキー部の職員に行っていたように、その都度御相談を受ければ、できる限りの措置はしているということ承知しておいていただきたいと思います。

坂倉教育長　ということですが。

村松委員　はい、わかりました。

輿水委員　いろいろ論議があるうということ、この賞そのものに立場といいますか、あるように、当然あるうかと思えます。私の立場をどういうスタンスに立つかだけをお話ししておきます。

子どものさまざまな活動や努力や頑張りをできるだけ褒めるといのは、すごく大事なことだろうと、これは私の基本的なスタンスです。もちろんそのときにスタートの時点で平等ではないではないかと、公平ではないではないかと、これは比べるということができないではないかということ、いろいろあるうかと思えますが、ボランティアにしる、またはいろんなスポーツの表彰にしる、いろんな表彰があるうかと思うのです。そのときに、その子の頑張りが、または秀でたところ、そういうところをできるだけ取り上げて、その子に自信をつけさせ、または周りへの感謝の気持ちを持たせる中で、自分の育ち、周りの育ちに対して、よい影響を与えるような、そういう方向での表彰といのは、あってよいのではないかなというふうに思っています。

今のスタンスということでお話をいたします。

村松委員　これは9年間なんですか。6年、3年で分けるとか、ということはお考えとか、何かそういう話はなかったのですか。

篠原教育総務課主査　こちらの皆出席については、小学校、中学校、含めた9年間ということですのでさせていただきます。

坂倉教育長　よろしいでしょうか。

他に御意見もないようでありますので、お諮りいたします。

ただいま議題となっております第68号議案につきましては、原案のとおり事務処理を承認する形でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂倉教育長　御異議ないものと認めます。よって、第68号議案につきましては、そのように承認することにいたしました。

坂倉教育長　続いて、日程第3、第69号議案　八王子市立学校における学校運営協議会委員の委嘱についてを議題に供します。

本案について、教育総務課から説明願います。

小林教育総務課長　それでは、第69号議案、八王子市立学校における学校運営協議会委員の委嘱についてを御説明申し上げます。

説明は担当の篠原主査より説明します。

篠原教育総務課主査　それでは、第69号議案について御説明いたします。議案関連資料をご覧ください。平成28年度新規指定6校、再指定8校、委員の任期満了による13校の学校運営協議会委員について、八王子市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第4条第2項により、当該指定学校の校長からの推薦がありました。この推薦を尊重し、同規則第4条第1項に基づき任命を行うものでございます。

これらの学校運営協議会委員の任期は、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの2年間でございます。また、任期途中の委員の変更については資料4枚目をご覧ください。後任の委員の任期は前任者の残任期間でございます。

説明は以上です。

坂倉教育長　ただいま教育総務課からの説明が終わりました。本案について御質疑は

ございませんか。

議案のところの選出部分と、議案関連資料のところの選出区分に役職等があるんだけど、その項目はこういう人がなっているという理解を求めるためにやっているんだと思うのだけれども、陶鎔小の荒井さんはPTAの会長ではないでしょう。これは校長が提出したとおりにやっているのか。委員はどういう方にどういうふうに依頼しているのか、ここに書いてある趣旨みたいなものをちょっと説明してほしい。

篠原教育総務課主査 議案関連資料にお載せしています選出区分、役職等につきましては、校長からの推薦に基づいてこちらに記載をしております。選出区分のところにつきましては、規則で委員になれる方、こういう方が委員になれるということでお示しをしています。また各学校から推薦を挙げていただくにあたり、この方はどういう方なのかという詳細を、役職等ということで記載をしていただくような形にしておりまして、これについては校長からの推薦をそのまま尊重しており、事務局ではそこまでちょっと確認はしておりませんでした。

坂倉教育長 選出区分については、こういう人がなれるというのが規則で決まっていますがもうちょっと緩やかになってもいいのかなと個人的には思っています。そこで選出区分に役職等を書く意義はどのくらいあるのかなというのが1点と、地域運営学校全体の中で活発化しているところとそうでないところがあるみたいな話があったのではないですか。そういう中で、皆さんのチェックが甘いのか、それは別にして、校長先生が書いたとおりに書いているとすれば、来年から委員をやるのに明らかにPTAの代表をおりているはずなのにPTA会長と書いているという感覚は、俺にはわからない、本当だとすれば。

だから本当に校長が書いたものを皆さんがそのとおりに間違いなく写しているとしたら、もう少ししっかりしなければいけないのだよという話になってきます。

小林教育総務課長 役職を記載しているのは、やはり偏りが無いような形で、事務局で必ずチェックをしています。特に新規の場合については、バランスよくということで、校長には事前の説明会のときに話はしておりますので、そういうところで推薦が上がってきた委員の方々を確認してチェックして、何かバランスが悪ければ、やはり校長のほうに話をしていくというところで、役職は入れていただいているところです。

陶鎔小学校につきましては、申し訳ございません。その下の滝島さんというのは今PTAの会長をやっていましたので、ここは副会長になって、また替わられたのかなという、子どもはそういう認識だったので、ちょっとそこは確認不足でございました。

坂倉教育長 実態が動いていて、こういう書類が面倒くさいというだけなら、それも問題だと思うのだけれども、再指定校では最初に書類を出すときには確かにここに書いてあるとおりで、PTA会長といったら会長で、副会長と言ったら副会長だったのです。だけれども、今は副会長が会長で、会長という人は保護者として残っているけれども、別の学校に行っているのです。中学のほうで頑張っている。それはいいのだけれども、これから全校を地域運営学校にしていこう、頑張っていこうというときに書類を去年の情報で出してくる発想が気になるので、もしこういう書類が手間になるんだったら、それを考えないといけないし、そうではなくて安易に出しているとしたら、そこはもう少し指導していかないと。最初に出す認定の形の中で、ささいなことかもしれないけれども、私は非常に気になりました。

他に御質疑はございませんでしょうか。

村松委員 28年度指定校委嘱についてですが、これは任期が平成28年4月1日からというふうになっていますが、PTAは大体4月の中旬から後半に新しい会長さんにバトンタッチをするはずなので、その辺も御承知の上、これから書類の作成方法も考えていっていただければと思います。

坂倉教育長 他に御質疑はございませんでしょうか。

和田委員 今回、後ろのほうにつけてもらっている資料等を拝見する中で、学校の先生が入ってないのですね。これは私は入ってなくていいと思っているのですけれども、というのは、一つはこういう委員の立場の枠が決まっている中で、学校の先生を入れてしまうと、人数制限の枠を一つ捉えてしまうということ。二つ目は、学校の先生は校長先生に職員会議やさまざまところで意見を言う場があるので、そういうところできちんと話をできる人が、またこういう会で発言するということになってくるのが問題であるということ。それから人事の問題が出てくるということ。

それからあと、学校側はやっぱり事務局として積極的に参加してもらいたいというふうな思いから、私は学校の先生、現職の先生が自分の学校の協議会の委員にな

ることに賛成はしていないので、今回出ているものの中では見当たらないので、今回の中にはそういう方はいらっしゃらない、学校の現役の先生は入っていないということで確認してもらっていいですか。

小林教育総務課長　　学校運営協議会の委員につきましては、国が積極的に教員等を入れるような働きかけはありますけれども、本市では、定例会の中で、教員については校長が立てた学校経営の方針を学校運営協議会で議論するのはどうか、または人事についても教員が意見を述べるのはどうかというところの意見がありましたので、委員の中に教員は含めないということで指示はしてございます。ですので、今回いただいた中に教員が含まれていれば、委員にはなれないということでお話をさせていただいて、他の方に替えていただくなどという対応をさせていただいております。

坂倉教育長　　他に御質疑はございませんでしょうか。

八王子市の学校の協議会はおのあの考えがあっていいというのは、この間の研修会等でもやったところですが、あと1点、人数の点なのだけれども、実質学校支援地域本部みたいなところもあれば、少人数でやっているところもあり極端な部分もある。少人数でやっているところというのはどっちかという、学校経営計画の承認とか、そのあたりを中心にいると思う。というのは、地域本部みたいなことをやるとすると、分科会をつくらなければ代表の負担が相当多くなってしまうから、少人数のところはそんな形なのだろうけど、そういうところはチェックというか、ある程度確認はしていらっしゃるのですか。

小林教育総務課長　　人数が多いところについては、普通にという言い方は変ですがけれども、自治会とか町会を多く入れたり、元学校の校長先生を入れたりというところ、評議員などに配慮しながら、学校運営協議会に取り込んでいきたいという考えがあると思います。

少人数のところはやはりそれぞれの知見を、皆様の知見を生かしてその人数で十分やっていけるというような判断で、この人数で動いておりますし、またさらにほかにいい方が出れば、ぜひその人たちを入れようという考え方はあるようですので、例えば6名の学校が6名ですっといきたいということではなく、それぞれいい方が出てくれば、委員にどうかということなんです。例えば浅川中なんか最初から6名ではなく、もう少し多い人数で動いておりますのがそのような考え方です。

坂倉教育長　　この前課題になっていましたが、次の人材がなかなか見つからないということがあります、それは地域との協働という中で根本的な地域運営学校の課題を含めているわけですけれども、その辺も含めてこれから地域との協働、地域運営学校を進めていくときに、どうしていくかというのは今後の参考になると思うのだけれども、その辺のところのつかみというのは、どうなのか。人数に関して見切り発車的な形だとすると、それこそ人材の発掘とか、そういうところも教育委員会の仕事なのではないかという話は前に出たところなので、少し考えなければいけないという意味でちょっと思ったのですが、この辺のところはどんなふうになっているのですか。

小林教育総務課長　新規の第九小学校については、学運協に移行したいと手を挙げたときに、もう既にこういうメンバーでという話はございました。その中で6名ということで校長は考えて指導しております。ただ、今後やはりもっともっといろいろな方の協力を得たいということであれば、それは順次増やしていく考えはあると思われまますけれども、見切り発車ということではなく、この6名で十分最初はやっていけるという御判断で推薦をいただいているところでございます。

坂倉教育長　　他に御質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂倉教育長　　御質疑がないようでございますので、本案について御意見はございませんでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂倉教育長　　他に御意見がないようでありますのでお諮りします。

ただいま議題となっております第69号議案につきましては、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂倉教育長　　御異議ないものと認めます。よって、第69号議案については、そのように決定することにいたしました。

坂倉教育長　　続いて、日程第8、第74号議案　八王子市学習支援委員の解嘱についてを議題に供します。

本案について生涯学習政策課から説明願います。

井上生涯学習政策課長　それでは第74号議案、八王子市学習支援委員の解嘱につきまして、今月3月31日付で学習支援委員の澤田淑子氏が解嘱となることから提案させていただきます。

詳細につきましては、塩澤主査から説明いたします。

塩澤生涯学習政策課主査　それでは第74号議案について説明いたします。

八王子市学習支援委員、澤田淑子氏より平成28年3月31日をもちまして、学習支援委員の職を退任したいという申し出を受けました。退任の理由につきましては、親の介護のため都外へ転出することに伴うものでございます。

澤田氏におかれましては、平成25年7月の任期当初から学習支援委員に就任され、主に琴や三味線などの楽器演奏を通じて、生涯学習フェスティバルや放課後子ども教室などで子どもたちに日本の伝統文化を教え、伝える活動に御尽力をいただきました。まことに残念であります。御家族の事情ということで、退任の届け出を受理したところでございます。

なお、後任委員の選任につきましては、同委員の任期が平成28年6月30日までと、残任期間が残り3カ月であることから行わないものといたします。

説明は以上です。

坂倉教育長　ただいま生涯学習政策課からの説明が終わりました。本案について御質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂倉教育長　御質疑がないようでございます。御意見はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂倉教育長　御意見もないようでありますのでお諮りします。

ただいま議題となっております第74号議案については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂倉教育長　御異議ないものと認めます。よって、第74号議案については、そのように決定することにいたしました。

坂倉教育長 続いて、日程第9、第75号議案 八王子市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則設定についてを議題に供します。

本案について、教育総務課から説明願います。

小林教育総務課長 それでは、第75号議案、八王子市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則設定について御説明申し上げます。説明は担当の堀川主査から説明いたします。

堀川教育総務課主査 八王子市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則設定について御説明いたします。改正内容は大きく2点ございます。1点目につきましては、平成28年4月から施行されます行政不服審査法の全部改正により、行政不服審査法が見直され、不服申し立ての種類が審査請求に一元化されたことに伴い、教育総務課の分掌事務であります異議申し立てを審査請求に置きかえるものでございます。

2点目につきましては、業務の見直しにより教育総務課の分掌事務であります校務の支援に関することを教職員課の分掌事務に変更するものでございます。その他、変更に伴い、規定整備をいたします。

説明は以上になります。

坂倉教育長 ただいま教育総務課からの説明が終わりました。本案について御質疑はございませんでしょうか。

仕事移って組織とか人間の体制というのはどうなるのですか。

廣瀬教職員課長 現在、教育総務課におります校務支援担当の職員、いわゆる学校の事務室を主に支援している職員がそのまま3名教職員課のほうに来て、教職員担当の市職、それから都職の行政系、それからやはり現場の用務、事務、栄養士等を見ている人事系の職員とともに学校の教員の多忙化も含め、チーム学校と叫ばれている中で、支援を強く持っていくというところで、一緒に来てもらってやっていこうというところでございます。職員が3人、教職員課に来ます。

坂倉教育長 その辺のところ最初の説明のところに入れておかないと、組織の体制の変更については前に話があって、体制を変えるのは分かったけれども、既存の中で移行が見えなくなるので、説明を入れていただくとありがたいと思います。

他に御質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

本案について御意見はございますでしょうか。

輿水委員 先ほどの校務の支援についてですけれども、これからますますいろんな意味で情報化も進みますし、学校がさまざまところへチーム学校という形を含めて、対応しなければいけない案件も増えてくると思います。国のほうでも都のほうでも事務職、事務の学校経営の参画ということが非常に強く言われている、そういう時勢になっておりますので、こういう形で八王子も教職員課の応援団もこっちに移ると、実際に学校に行ってさまざまな支援をしていただけるというのは、学校現場としても心強いかなというふうに思います。

学校の現場の実態をしっかりと知った人材を送る中で、校務の経営というよりもスピードだとか、効率化とか、していただけたらよいのではないかと思いつつ、お聞きしていました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

坂倉教育長 他に御意見はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂倉教育長 他に御意見もないようでありますのでお諮りいたします。

ただいま議題となっております第75号議案につきましては、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂倉教育長 御異議ないものと認めます。よつて、第75号議案については、そのよつに決定することにいたしました。

坂倉教育長 続いて、日程第10、第76号議案 八王子市教育委員会事案決定規程の一部を改正する訓令設定についてを議題に供します。

本案について、教育総務課から説明願ひます。

小林教育総務課長 それでは、第76号議案、八王子市教育委員会事案決定規程の一部を改正する訓令設定について御説明を申し上げます。担当の堀川主査より説明いたします。

堀川教育総務課主査 八王子市教育委員会事務局事案決定規程の一部を改正する訓令設定について御説明いたします。

こちら先ほどの第75号議案と同様に、行政不服審査法の改正に伴う規程整備になります。不服申し立ての手續が審査請求に一元化されたことに伴い、異議申し立てを規程から削除いたします。

説明は以上になります。

坂倉教育長　　ただいま教育総務課からの説明が終わりました。本案について御質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂倉教育長　　特に御質疑がないようでございます。本案について御意見はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂倉教育長　　特に御意見もないようでございますけれども、ちなみにですけれども、元になった行政不服審査法の異議の申し立てがなくなって審査請求一本になった、その経緯あたりというのも参考までに、できれば、どんな形なのか聞いておきたいなと思います。

堀川教育総務課主査　　処分に関し、国民が行政庁に不服を申し立てる制度になるのですけれども、公正性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の充実拡大の観点から、もう50年ぶりの抜本的な改革ということで、大元からの改正になります。

坂倉教育長　　要は、何か行政がやったことに対して、反対がある場合やもう一回見直してくれみたいな場合、幾つかに分かれていたのを、広く1本にして、審査請求1本にしたということなのですか。だから一々細かく不服申し立て、異議申し立てや、審査請求などと、そういうふうにしていかないで、全部含めて要は行政に対する、市民の方がもう一度チェックするものについては、言葉として一つにしたということでもいいのですか。

堀川教育総務課主査　　そうです。

坂倉教育長　　他に御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂倉教育長　　他に御意見もないようでありますので、お諮りいたします。

ただいま議題となっております第76号議案につきましては、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂倉教育長 御異議ないものと認めます。よって、第76号議案につきましては、そのように決定することにいたしました。

坂倉教育長 続いて、日程第11、第77号議案 八王子市立学校教職員服務規程の一部を改正する訓令設定について議題に供します。

本案について、教職員課から説明願います。

廣瀬教職員課長 第77号議案、八王子市立学校教職員服務規程の一部を改正する訓令設定についてでございます。

こちらは先ほども委員からちょっとお話がありました、今年4月1日、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行されました。それに関わって設定するものでございます。

詳細につきましては、担当の石川主査より御説明申し上げます。

石川教職員課主査 それでは、第77号議案について御説明いたします。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行に伴い、八王子市立学校教職員服務規程の一部改正するものでございます。

それでは議案関連資料をもとに御説明させていただきます。1番、まずこちらは、法が制定された背景についてでございます。障害者基本法の差別の禁止の基本原則を具現化するものとして、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別の解消を推進することを目的に、平成28年4月1日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されます。

続いて、2の内容でございますが、法の施行により自治体に課せられる内容となっております。1点目が、不当な差別的取り扱いの禁止、2点目が合理的配慮の提供、これらが義務付けられます。3点目が、職員が障害者に適切に対応するための対応要領の作成、こちらは努力義務となっております。

3番の対応についてですが、こちらが八王子市教育委員会での対応ということでまとめさせていただきました。(1)こちらは本議案のことでございますが、服務規程の一部改正を行います。(2)につきましては、さきに説明をさせていただきます

ました2(3)にあります対応要領として、八王子市立学校における障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱(案)でございますが、及びそれと具体的な事例集の作成を今後行う予定でございます。こちらは東京都教育委員会からの情報を集めながら事務局内で決定をし、その後、学校に周知をしていく予定でございます。

それでは、本議案の内容であります服務規程の一部の改正の内容について説明いたします。東京都立学校職員服務規程に準じる形で第8条の2に追加してあります条文を読ませていただきます。

障害を理由とする差別の禁止、第8条の2、職員がその事務または事業を行うに当たり、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)そのほかの心身の機能の障害(以下これらを障害という)を理由として、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある者(以下、障害者という)と、障害者でない者と不当な差別的取り扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2、職員はその事務または事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときには、その社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

法の施行につきましては、平成28年4月1日から施行としております。

説明については以上となります。よろしく願いいたします。

坂倉教育長　　ただいま教職員課からの説明が終わりました。本案について御質疑はございませんでしょうか。

先ほどのところでの教育総務課の改正の提案に比べると、こっちのほうがわかりいいなと思います。議案などは、最低限のことを書いてあればいいのだろうし、その前のことは我々というか、皆それぞれが知らなければいけないのかもしれないけれども、一般に公開なったときは、いわゆる議案説明資料の中には細かい資料がある程度欲しいし、わかるような形にしてほしい。そういう意味では今回の資料はよかったのだけれども、教職員課の中でもまだ徹底的に足りないなと思うのは、本市はもともとは都教委だろうけれども、服務規則の8条というのは、恐らく8条の2に入れているのだから関係するのだろうけれども、8条の2に入れることになった

そういう流れみたいなものをちょっと教えてほしいなという気がしたのです。

ここで言っていることはわかるし、障害者差別禁止法の形のいいところを出しているのはわかるのだけれども、せっかく開かれた定例会でそういう議案を通すのだったら、簡単でいいので説明がほしいと思いました。もちろんこちらは法律のプロでなければいけないのは重々承知の上ですが。多分各委員さんもそうだと思うのだけれども、先ほどのでは少しわかりにくかった。8条あたりはどんなことが書いてあるのかというところが気になって、こういう流れで組み立ててこうだということをちょっと聞きたいなと思います。

石川教職員課主査　　今、追加をした8条の2の前になりますが、8条から9条にかけては職員に対する禁止事項が載っております。もともと第8条につきましては、セクシュアルハラスメントの禁止となっております。その後に、今回の障害を理由とする差別の禁止をつけ加えさせていただきました。ちなみに、その後の9条につきましては、利害関係があるものとの接触の規制ということで禁止事項を定めております。

坂倉教育長　　他に御質疑はございませんでしょうか。

村松委員、よろしいですか。多分これはほとんど国とか都がつくるものそのままで行っていると思いますし、本市はそれでいくと思います。

御質疑はないようでございます。御意見はございますでしょうか。

輿水委員　　対応要領の作成というところが努力義務という形でありてきた分をきちんと受けとめて、まだ案ではありますしょうが、要綱としてまとめていこうという、その姿勢はすごく大事だというふうに思います。各種交通機関等を見ておりますと、本当に障害のある方に対するさまざまな対応マニュアルが徹底しているなということをごの頃強く感じます。我々職員についても、そういうものが具体的な事例を通して徹底していくと、より住みやすい町になるかなと思います。質問になってしましますが、この要領と要綱の、要綱というのは、より具的なものという意味で要綱になっているわけですか。

石川教職員課主査　　対応要領とありますが、これは法で定められた言葉で、対応要領を作成するとされておりますので、対応要領と言っております。要綱と言いますのは、法令上の決められているもので、決定する際には要綱という形になるのかなと

考えております。

輿水委員　それでは法的でもきちんと制定する、整理するという、そういうふうを受けとめたいと思いますので、いいものをつくっていただきたいと思います。感想です。

坂倉教育長　他に御意見はございますでしょうか。

和田委員　今回は服務規程ということで、教職員が守らなければいけない服務として、この規程が示されているわけなのですけれども、こういう障害のある方等に対する服務規程の以前に、やはり社会とか、あるいは職場がそういった障害のある方の受け入れをきちんとやって、そして職場として全体としてそういう服務違反にならないような、そういう取り組みをしていくことが大事だというふうに思っています。この内容については何も反対意見を申し上げるわけではないのですけれども、個人に帰するような服務規程ではなくて、やはり職場や社会がそういうものをきちんと定めた中で、一人一人が自覚をしていくということが必要になってくると思いますので、事例などの中にはやっぱり前提として職場環境とか、あるいはそういう採用に当たるようなことについてもきちっと説明をしていただいて、そして一人一人が守らなければならないことはこういうことですよということをきちんと示していただければありがたいなと思います。ただ単に個人が服務規程として守りなさいよということではないと思います。よろしくお願いします。

坂倉教育長　他に御意見はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂倉教育長　他に御意見もないようでありますので、お諮りいたします。

ただいま議題となっております第77号議案につきましては、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂倉教育長　御異議ないものと認めます。よって、第77号議案につきましては、そのように決定することにいたしました。

坂倉教育長　続いて、日程第12、第78号議案　八王子市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則設

定についてを議題に供します。

本案について、保健給食課から説明願います。

野田保健給食課長　それでは、第78号議案、八王子市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則設定について御審議をお願いいたします。

御説明につきましては、担当の安藤主査から説明をいたします。

安藤保健給食課主査　それでは、第78号議案、八王子市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則設定について御説明いたします。改正内容につきましては、行政不服審査法の全部改正に伴い、行政不服審査制度が見直され、審査請求期間が延長されるため、既定を整備しようとするものであります。別記第2号様式(裏)、別記第20号様式及び別記第22号様式中60日を3ヶ月に、それにあわせて「6箇月」の「箇」の表示を平仮名表記に改め、処分取り消しの訴えの提起についてを文末に加えました。

説明は以上でございます。

坂倉教育長　ただいま保健給食課からの説明が終わりました。本案について御質疑はございませんでしょうか。

何でこの時期に出すのか具体的に教えてもらえますか。もとのものとどうかわったのがよくわからない。もちろん正しくすることは大事だからいいのだけれども。

安藤保健給食課主査　60日を3カ月にというのは期間の延長なのですが、
「6箇月」の「箇」の字のところは、市長部局と統一して、市民にわかりやすいようにという表記にいたしました。文末の処分取り消しの訴えの提起の期間についてですが、処分の取り消し提起はできるのですが、知ってから6ヶ月以内でも、それが裁決されてから1年経ってしまうとできませんよというのを加えておくということで、追加になりました。

坂倉教育長　一番もともとの3ヶ月を60日にするところが一番もとで、それにあわせていろいろ直しているのだと思うのだけれども、そのところは、もとは何ですか。

安藤保健給食課主査　行政不服審査法の原則です。

坂倉教育長　原則ということですね。

他に御質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂倉教育長 御質疑もないようでございます。御意見はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂倉教育長 御意見もないようでありますので、お諮りいたします。

ただいま議題となっております第78号議案については、原案のとおり決定することに御異議はございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂倉教育長 御異議ないものと認めます。よって、第78号議案につきましては、そのように決定することにいたしました。

坂倉教育長 続いて、日程第13、第79号議案 八王子市立小学校及び中学校の指定に関する規則の一部を改正する規則設定について議題に供します。

本案について、教育支援課から説明願います。

穴井教育支援課長 それでは、第79号議案、八王子市立小学校及び中学校の指定に関する規則の一部を改正する規則設定について御説明いたします。

詳細については、担当の山田主査のほうから説明いたします。

山田教育支援課主査 第79号議案、八王子市立小学校及び中学校の指定に関する規則の一部を改正する規則設定につきまして御説明いたします。

JR八王子駅南口にございました、JR貨物跡地におきまして、商業施設と集合住宅とした開発計画が予定されております。開発予定地は、旭町となり、JR貨物の用地であったため、一般住宅はございませんでした。旭町はJRの線路により北側と南側に地域が分断されている状況になっております。旭町の指定校は第四小学校となっております。今後の開発計画による児童の増加、また通学を考慮しまして第四小学校となっていた一部を第六小学校へ指定を変更し設定するものです。

説明は以上となります。

坂倉教育長 ただいま教育支援課の説明は終わりました。本案について御質疑はございませんでしょうか。

村松委員 質疑ですが、もともと八王子市は学校選択制をしているので、旭町というこ

とであれば旭町の一部、それも四小、また六小のほうですね、どちらも選択という
か、そういう線引きをしなくても大丈夫なのではないかなというふうにも思うので
すけれども。

山田教育支援課主査　　そういうお話もありましたが、一応線路で地域形成が分断され
てしまっているようなところもございましたので、線引きをし直すというような今
回の方法をとって指定を変えたというような状況でございます。

坂倉教育長　　ちなみに西側の町はどうなるのですか。陸橋から貨物の間のところの
道路の北側、今はどちらかという飲食店が多いのですけれども、その北側あたり
はこの改正で平気だと思っただけけれども、町はどこになるのか。寺町になるの、旭
町になるのですか。

山田教育支援課主査　　子安町です。ちょうどJRで旭町のところは区域が区切れてい
たかと思しますので。

坂倉教育長　　以前、西側に子安町ではないところが入ったようなことをちらっと聞い
た気がするので、旭町ならこれで整理できてしまうのだけれども、そうではないと
ころはどうかと思ったのです。

山田教育支援課主査　　申し訳ございません。今、地図が手元に細かいものがないので
すが、確認をして設定していくところです。

坂倉教育長　　いずれにしても今説明の中にあつたように、これまでは業務用地だった
から、町が線路の南北に分断されても実体的な影響はなかったけれども、今後住宅
になってくるので整理しておかないと、実質的に通学に合理性を欠くので、法の規
定で整理したいということですか。

山田教育支援課主査　　そうです、はい。

坂倉教育長　　他に御質疑はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂倉教育長　　御質疑もないようであります。御意見はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂倉教育長　　御意見もないようでありますので、お諮りいたします。

ただいま議題となっております第79号議案につきましては、原案のとおり決定
することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂倉教育長 御異議ないものと認めます。よって、第79号議案につきましては、そのように決定することにいたしました。

坂倉教育長 続いて、日程第14、第80号議案 平成28年度統括校長を設置する学校の指定について議題に供します。

本案について、教職員課から説明願います。

廣瀬教職員課長 第80号議案、平成28年度統括校長を設置する学校の指定につきまして御説明申し上げます。

詳細につきましては、主査の石川から説明いたします。

石川教職員課主査 それでは、第80号議案について御説明いたします。本議案は、八王子市立学校の管理運営に関する規則第6条の2及び統括校長を置くことができる学校の基準第3の規定に基づき、平成28年度統括校長を設置する学校を指定するものでございます。

平成28年度統括校長を指定する学校は、本年度27年度と同じになりますが、第三中学校、館中学校、加住中学校の3校としております。議案関連資料に統括校長を置くことができる学校の基準を添付させていただきましたが、いずれの学校も統括校長を置くことができる基準第2の(2)八王子市教育委員会の重点施策や社会の動向等を踏まえて、地域や保護者から高い期待に応える責務を担う学校として、小中一貫校の中から3校を指定としております。

説明は以上となっております。よろしく願いいたします。

坂倉教育長 ただいま教職員課からの説明が終わりました。本案について御質疑はございませんでしょうか。

毎年言われることだけれども、前は五中とみなみ野中も指定されていて5校のときがありましたが、五中が落ちて4校になって、五中が再指定されたけど、だめになって、みなみ野中也落ちてきた。そういう意味でいったときに、都教委のここに書いてあるようなことなのか、それとも数なのかという、議論はいつでもしていることだけれども。そうした中で、基準の2の2だけ使っているのだけれども、もし現実的に落ちた五中とか、みなみ野中がいわゆる新人校長でまだ資格がないのだと

すれば、例えば七国などは生徒数が900人も超えているわけですね。その辺りの学校を新しく候補に挙げてみるとかはなかったのですか。

石川教職員課主査　　今、教育長が、落ちて、再指定とおっしゃったとおり、他の学校について検討というのも中にはございましたが、平成28年度、統括校長配置基準というものを東京都で定めておまして、都全体で57名、うち八王子市は3名ということで聞いております。大規模な学校、それから五中の夜間、それから一旦外れてしまったみなみ野中というのも、一度事務レベルでは事務手続的には挙げさせてはいただいております。その結果、3校というようになっております。

坂倉教育長　　都の制度云々と、いいかわからないのだけれども、属人なのだか属職なのかわからないところがあって仕方がないと思うけれども、枠が決まってしまうとしたら、属人ではなくて、七国あたりを考えたほうがいいのかなということも思います。今後検討してほしいなというような中では、やはり今の段階で900人を超えると、やっぱり学校ではきついなという気がするので、それも含めた議論があってもいいのかなと思うけれども、現実的にはこのうちの二つの学校は同じ人がまた来年もなっているし、他もわからなくはないのだけれども、もともとの制度がどうなのか、考えてもらいたいと思います。

他に御質疑はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂倉教育長　　御質疑もないようでございますが、御意見はございますでしょうか。

和田委員　　今回は小中一貫教育校ということで、各校にも適用されているわけなのですけれども、八王子市としては小中一貫教育というのは当たり前の一つの施策だというふうに捉えて、ぜひ発掘する中では、1番であるとか、あるいは4番であるとか、何かそういう学校の特色が出られるような学校を、ぜひ候補に挙げていただいて、その中で一生懸命やっつけらっしゃる学校や校長先生が指定できるようにしていただければなというふうに思っています。

山下指導担当部長　　この統括校長ですが、ここにあるとおり、統括校長を設置する学校を指定するという形でしたが、都のこれまでの流れではやはり本市だけではなくて、人についていることがあって、それは都が認識しています。今後は都のほうでもやっぱりそれにふさわしい学校につけてふさわしい人がいるというふうに、これ

からしっかりしていきたいという意向ではあります。その辺はもちろん変えていきたいと思います。

坂倉教育長 他に御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂倉教育長 他に御意見もないようでありますので、お諮りいたします。

ただいま議題となっております第80号議案につきましては、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂倉教育長 御異議ないものと認めます。よって、第80号議案につきましては、そのように決定することにいたしました。

坂倉教育長 続いて、報告事項に移ります。指導課から3件報告願います。

まず、学力向上に向けた総合的な取組についてを報告願います。

斉藤統括指導主事 それでは、平成27年度八王子市学力定着度調査の結果及び学力向上に向けた総合的な取組をまとめましたので、担当の大日向主査、野村指導主事より御報告いたします。

日向指導課指導主事 初めに、平成27年度八王子市学力定着度調査の結果について御報告させていただきます。結果の詳細につきましては、黄緑色と水色の冊子となっております。資料1、平成27年度学力定着度調査実施計画まとめの報告書を御参照ください。報告書につきましては、冊数に限りがあるため、教育長、教育委員の方、及び部長のみに配付いたしております。

まず、教科ごとの結果の概要について御説明させていただきます。配付いたしました学力向上に向けた総合的な取組についての1ページをご覧ください。小学校の算数におきましては、数と計算の領域における平均正答率が82.5%と高く、基礎的出題の平均正答率も80.5%と高い傾向となっております。しかし、小学校の国語におきましては、読む領域における平均正答率が46.8%と低く、課題が見られております。

中学校の数学では、図形の領域における平均正答率が77%、国語の言語事項の領域における平均正答率が81.4%、英語の聞くことにおける平均正答率が71.

5%と高い傾向が見られました。しかし、中学校の国語の読む領域における平均正答率は50.1%と低くなっております。

次に、教科ごとの課題が見られた問題について御説明させていただきます。資料の2ページから4ページにおきまして、教科ごとの課題が見られた問題について記載しております。ここでは一つの問題のみとなりますが、算数の評価結果について御説明させていただきます。3ページの上段をご覧ください。この問題は、1メモリの大きさを捉えて棒グラフを読み取ったり、グラフを見てわかることについて、言葉を使って表現することを問う設問となっております。正答は、1メモリという言葉を使い、1メモリの人数が違っていると回答するのですが、正答率は13.5%と低く、課題が見られました。誤答としましては、1メモリという言葉を使って正しく答えられていないことなどが挙げられております。

授業改善の取り組みといたしましては、例えば簡単な表やグラフを用いて、身の回りに起こる事柄や場合を調べたり、表したりする場面において、式や言葉を使って表現できるようにさせるため、自分の考えをノートやワークシートにまとめたり、友達同士で話し合ったりする活動が重要であると考えております。

次に、資料の4ページの下段をご覧ください。平成27年度の平均正答率が、平成26年度に比べまして向上している学校の取り組みについて御説明させていただきます。この学校は昨年度の算数の平均正答率は54.8%と、本市の平均正答率を下回っていたのですが、本年度の算数の平均正答率は81.2%と市の平均正答率を上回る結果となり、学力向上の取り組みに一定の成果が見られております。

具体的な取り組みを挙げますと、金曜日の放課後に補習の時間を設定し、3、4年生が月に3回、5、6年生が月に1回、全教職員による少人数での習熟別指導を行うなど、学校が組織的に取り組んでおります。また算数の習熟度別指導に当たりまして、学校の教員だけではなく、アシスタントティーチャーや学校インターンシップ、地域ボランティアなど、地域人材の活用を図り、児童一人一人にあった教材を作成したり、東京ベーシックドリルを使ったりしながら、学習内容の確実な定着を図るための取り組みを行っております。

また、指導主事が学校を訪問した際に、週ごとの指導計画を点検したところ、本時の目当てや学習の内容、使用する教材・教具の記載を各教員一人一人が意識して

行っておりました。1時間の授業を教員が大切に、児童にわかる授業を行うための教材準備を行うとともに、教育課程を適正に実施しようという認識が見られ、学力の向上につながっているものであると考えられます。

次に、資料の5ページをご覧ください。ここでは学習意識調査における結果の分析のうち、二つの設問について御報告させていただきます。まず、「話し合いで自分の考えを進んで、または積極的に話している」の設問におきましては、「とてもあてはまる」、「あてはまる」と、肯定的に答えた児童・生徒の割合は小学校が59.9%、中学校が52.7%となっており、授業における話し合い活動において、積極的に自分の考えを相手に伝えようとしている児童・生徒が増えてきていることがわかります。また、昨年度に比べまして、肯定的に答えました児童の割合は、5.5%、生徒の割合は4.3%増加してきております。また、読書についてですが、「ほとんど読まない」と回答した児童・生徒の割合は、中学校1年生では平成26年度が29.4%であったのに対し、平成27年度においては22.9%となっており、未読率が減少してきております。しかし、D層におきましてほとんど読まないと回答した児童・生徒の割合は、小学校では37.4%、中学校では38.4%と、課題が見られ、今後も読書活動を充実させることが必要であると考えております。

次に、資料の6ページの上段をご覧ください。教科の学力調査及び学習意識調査の結果につきましてまとめております。国語につきましては、小学校、中学校ともに「読む能力」に課題が見られます。また、英語におきまして「書くこと」の領域に課題が見られました。また先ほどもお話しいたしましたように、小学校算数では、数量関係及び活用する能力に課題が見られ、特にグラフの理解や数量の違うグラフ同士を比べたりする点に課題が見られております。中学校数学におきまして、「数量関係」、「活用する能力」に課題が見られます。

このような課題を解決するために、小中一貫教育授業研究委員会などを通して、課題解決に向けた取り組みを進めております。教育委員会と各学校の課題解決に向けた取り組みについて御説明させていただきます。

6ページの下段をご覧ください。授業研究委員会では、各学校から推薦された教員を交えまして、国や都、市の学力調査の結果から、課題を検討し、その現状の改

善を目指すための授業研究を行い、その取り組みの成果を小中一貫研修会で全校に向けて報告をしております。

資料2をご覧ください。これは算数・数学部会が発表した資料となっております。算数・数学部会では、先生方から出されました八王子市の子どもたちの課題や、八王子市の学力調査の分析をもとに、小学校と中学校のそれぞれの教員が共通である割合に着目した研究授業を行いました。小学校と中学校の教員からは、学力の向上のために小中の系統性を意識した授業づくりを行うことが必要であるという意見が出されておりました。また、算数・数学部会だけでなく、他の七つの部会におきましても、教員を交えた話し合いを積み重ねるとともに、年2回の授業研究に取り組むことによって、教員の授業力向上に取り組んでまいりました。

7ページに戻っていただき、アシスタントティーチャーを配置した取り組みについてでございます。配置した学校からは「わからないことを聞いてよかった」、また「算数の授業が楽しくなった」と、児童・生徒の学習意欲が高まったとの報告を受けております。また、配慮を必要とする児童・生徒に寄り添った指導を行うことで、児童・生徒が落ちついて日常生活を送ることができるようになったとの報告も受けており、成果を上げているものと考えられます。児童・生徒の個々に応じた学習指導を充実させ、児童・生徒の学力向上をさせるためにも、アシスタントティーチャーを活用し、計画的に取り組むことが今後も必要であると考えております。

また読書の指導につきましては、学校図書館の活用を図ることも重要であると考えております。今年度につきましては、学校司書を小学校66校、中学校14校に配置しております。このことにより、読書活動の充実が図られるとともに、学校図書館の環境が整備され、児童・生徒が学校図書館をよりよく活用する機会が増えたり、児童・生徒の意識がかわり、学校図書館の利用率が増えるとともに、本の貸し出しが増えたりし、読書活動に関する意識が高まっているとの報告も受けております。

資料3をご覧ください。平成28年度からは教育課程の編成に当たり、学校図書館全体計画、また年間指導計画を作成させ、学校図書館の活用を計画的に進めるとともに、小中学校108校の全校に学校司書を配置し、児童・生徒の読書活動の推進をさらに進めてまいりたいと考えております。

学校への支援に向けた取り組みにつきましては、野村指導主事から御説明いたします。

野村指導課指導主事 私からは、学校への支援に向けた取り組みについて御説明させていただきます。

8ページをご覧ください。学校訪問において指導・助言を行った回数ですが、今年度は1,416回でした。校内研究等の訪問回数は、平成26年度と比べると41回増加しました。また事故等対応支援につきましては24回減少いたしました。なお の訪問回数を表で示してある校内研究等には、研究指定校への支援を行った回数も含まれております。

次に 校内研究等における講師についてです。こちらは学校で行っている校内研究の講師として行った数になります。平成27年度は122回と、平成25年に比べますと33回、平成26年度と比べますと29回増加しています。指導主事が10名に増員されたことで、今年度はほぼ全ての学校からの講師依頼に応えることができました。

校種別内訳と教科等内訳は記載してあるとおりですが、今年度は特に中学校からの講師依頼が増加したことをとても評価できることと捉えております。中学校は教科担任制であり、共通の研究テーマの下、校内研究を進めることが難しいものがあります。中学校からの依頼としては、「教科ごとに授業を行い、その後、指導講評してほしい」や、「1年間に一人1回研究授業を行うので、その際、指導講評してほしい」等の要望がありました。講師に行った学校の校長は、講義中心になっている授業を、主体的、共同的な学びのある授業に変えたいと言っていました。

資料4をご覧ください。これは校内研究会に講師として訪問する際に準備した指導資料の一つです。少しでも先生方の授業への支援ができるよう、122回全ての講師で指導資料を作成しております。

8ページに戻ってください。 の初任者研修訪問相談をご覧ください。本市には毎年多くの初任者が入ってきます。初任者の指導技術や生活指導力の向上が少しでも早く図れるよう、指導主事が直接初任者に指導・助言を行う、初任者研修訪問指導を今年度も実施いたしました。実施回数は平成26年度より5回増加いたしました。

の指導課訪問についてです。全教員の授業観察や表簿点検を行うことにより、市内小中学校の状況を把握するとともに、改善すべき点について指導・助言を行っております。平成21年度より実施している指導課訪問は、平成28年度で二回目目が終了することになります。

資料5をご覧ください。こちらは指導課設置委員会の一覧になります。オリンピック・パラリンピック教育や、「特別の教科 道徳」等への対応ができるよう、指導課設置委員会を見直しました。各委員会での取り組みについては、小中一貫教育研修会で成果報告を行うとともに、必要に応じて教員向けのリーフレット等を作成配付する予定です。「特別の教科 道徳」についてですが、本市では、平成28年度より一部改正学習指導要領に示された全ての内容項目を実施することになっています。

資料6をご覧ください。こちらは一部改正学習指導要領の内容項目に対応した年間指導計画になります。市内全ての学校でこの年間指導計画を作成しております。学力の向上を図るためには、教員の授業力の向上を図る必要があります。そのために指導主事一人一人の資質を高め、学校に対して効果的な指導・助言を行っていく必要があります。指導主事の指導等を通し、校内の課題が改善されるよう、今後も研鑽に努めてまいります。

報告は以上です。

坂倉教育長 　　ただいま学力向上に向けた総合的な取組についての報告が終わりました。本件について、御質疑はございませんでしょうか。

幾つか質問です。まず、学力向上に向けた総合的な取組についてというこの用紙なのですが、右側には定例会報告事項資料と書いてあるのですが、対象が誰なのか、定例会や一般の人に向けているのか、実際にテストをやった教員向けに書いているのかというあたりを聞きたい。なぜかというと、例として小学校の算数についてを挙げてあり、ぱっと見たときに内容がわかったのだけれども、これを見ない限りは、言っていることが全然わからなかったのが一つ。

それと、もう一つ、以前も言ったのだけれども、正答率が13.5%という問題をつくるのがどうなのか、そんなにおかしくはないかもしれないけれど、ちょっと凝り過ぎているのかなという気がしないでもないで、その辺はどうかなというの

が1点。

それから、読書について、小学校のD校と中学校のD校については、学校司書がいる学校なのか、いない学校なのかというのを聞きたい。また全体的に言いたいことは、最後の説明もあったのだけれども、最終的に指導主事の皆さんがこのテストの結果を見て、ああやっぱりここが足りないんだ、だからこうすればいいんだと指導案を作成したりそれから各委員会をつくってこれでいこうというのはわかるけれども、それだけだと学校現場も委員会も絶対ついていけないと思うのね。

去年も私は言ったのだけれども、定着度を調べるためにせつかく市単独で学力テストをやっているの、他の国や都と比べて、経年比較ができると思う。それは別にしても、定着を見ていく中でさっき言ったような、かなり凝った問題がいいのかどうかや、また今回一応はアシスタントティーチャーと司書の効用みたいなものが出ていましたよね。アシスタントティーチャーが入った学校がさっき話に出てきた大きく伸びたA小学校なのかどうかわからないけれども、何となく皆さんはわかっている。来年に向けてこうしようとなるかもしれないけれども、外に見せる資料になっていないと思う。これだけのことをやって、これだけ分析したんだから次行くぞ、そういうふう聞こえてしまう。その辺りを含めて御回答をお願いしたいなと思っております。

日向指導課指導主事　この資料につきましては、この定例会向けに作らせていただいた資料でございます。先ほど教育長からもありましたように、厚い資料なのでなかなか細部にわたっては把握できないところかと思いますが、この細部にわたっての資料のうち、課題となっておりますものをこの定例会の資料としてお出しさせていただいたところでございます。

それから、先ほど質問にありました算数の課題につきましては、やはり記述式のところがやはり難しかったのかなと、子どもたちにとってはなかなか書くことが課題だったのかなと考えております。ただ、問題の量、また質の系統につきましては、指導課だけではなくて、各学校の専門的な知識を有する校長先生ないし副校長先生と御相談をしながら、指導主事が連携をとりながら問題をつくらせていただいているところでございます。当然、質を上げていくことが大事なと今後も思っております。

それから、最後に御指摘のありました外向けの資料という課題につきましては、次年度につきまして横の展開としていきたいかなと考えております。

以上でございます。

坂倉教育長　あと、アシスタントティーチャーの効果と、それから学校司書と成績の関係を教えてください。

斉藤統括指導主事　教育長が今お話しいただいた学校司書の配置の件で国語についてでございますけれども、全国学力学習状況調査について、こちら詳細の分析をご説明します。

坂倉教育長　学力については聞いてない。D校は司書がいるのかいないのかと聞いたのです。

斉藤統括指導主事　確認して後ほどお答えいたします。

坂倉教育長　小学校ではまだ4校が学校司書を配置できていないんですね。中学校で配置出来ているのは半分以下。今年全校に配置出来るのだけれども、小学校のD校ではほとんど読まない子がまだいるという話なのでしょう。学校を回ってみて中学校にはほとんど本を読まない学校がいっぱいあると思うのです。図書室を開けていないところがあるから。司書もいない。小学校の4校に司書がないのだとすると、いないところがわかっているのだったら出さなくてもいいのだけれども、D校がどの学校か、ぜひ私がこれだけ力を入れて言ったことだから把握してほしいなと思ったのです。わからないのだったらしょうがない。

それから、アシスタントティーチャーの配置はこれだけ出ているのだから、さっきのA校ではないけれども、このくらい学力が伸びていますよという、それが出なければ説得力はない、予算も取れないと思います。全体的として伸びていますよと、相変わらず全体の分析しかしていないですよ。議会等の場では特色なんか要らないという人もいるけれども、個別的に特色があっていいというふうに言っているのに。それぞれが頑張っているのに、やっぱり皆さん一般論の意見しか言わないのです。私たちがやったたたき台はこれだけ生きていますと結果を言うためには、ここを出してほしいのです。

いつも言っていますが、大きな分析もいいですが、区別が出てこないのです。例えば、先ほど話に出たほとんど本を読まない生徒が多いD校に学校司書を既に置い

ていて、比較的よく読んでいるA校に司書がいなかったとなると、司書なんか要らないのかということになってしまおうし、そうでなくて、明らかにD校に司書がいなければ置いてくれば、来年は本を読む生徒が伸びるぞと説得できるわけです。

皆さんが一生懸命やっているアシスタントティーチャーは私は本来、都の仕事で、加配等とか何かでやるべきであって、都費だと思っていて、市はサポーターなどをやるべきであると思います。アシスタントティーチャーは本当にここに書いてあるような形で学校がぐんと伸びているとすれば、来年以降、アシスタントティーチャーを採る糧になるわけです。しかし個別の学校ですからという理由でそれが言えないというのは、おかしいと思います。いつも言っていますが。

いつも分析するとき、一般論ではなくて個別で行うようにと言っているのに、表層しかやってない。そここのところで皆さんがわかっているならいいんだよという言っているでしょう、そうではなかったら、表層ではだめなんだよ、説得できないのだから。この結果でこれだけやって、これだけいったんだということをせめて私を説得できなかったら、財務なんか説得できないですよ。今年は頑張っている予算をとったけど、そういうときにそんなおざなりのことを言っていてはだめなの、いつも言っているけれども。早速この会が終わるまでにD校かどうか調べてきなさいよ。司書がいたのかいないのか。他の方、御質疑やってください。

輿水委員 教育長がおっしゃったこと、実は私も思っておりました。対外的に報告をするならば、これはかなり一生懸命おやりになっていると思います。施策に生かすとするならば、何が効果があったのかということをもう少し分析できるならしてほしいというのが、思ったところです。今、図書館司書のことがありました。やっぱりアシスタントティーチャーがいいというのであるならば、この15校と、それから7校、小中のそれぞれの学校がアシスタントティーチャーをつけたことによってどんな成果があったのかというのは、どこで見ればいいのかと一生懸命探していたというのが1点です。

2点目として、この見せ方、定例会報告でなくてもよそへの見せ方もそうですが、2ページにありますこのプライムグラフ、たくさんグラフがあるのですが、確かに問題を分析的にやって、その問題はこういう観点でつくりましたよ、だからその成果についてはこういう数字で表して、グラフ化しましたよというのはわかるのです

けれども、今一番大事と言われている関心・意欲・態度は数値がないのですね。逆に言うと、それをはかる問題をつくっていないから、ここはないのですよというのであるならば、この関心・意欲・態度の項目を外してみせたほうがいいのではないですか。何よりも大事と言われているのは、わかるか、できるかということが問われている学力ではもうないよというのが、まさに今言われているわけです。何が大事かという、関心であり意欲でありということが言われているのに、ここにこの項目を載せて、空白というのは、外に向けても、ちょっとこれはと思います。内部資料ということでここまでお出しになっているのだとするならば、これをどういう形で外向けにおつくりになるのかということを考えてやっていただけたらというのが2点目です。

3点目、具体的にお出しになった3ページの、正答率の低かった設問というところですがけれども、私も一生懸命、今問題を見ました。非常に低いと言われている設問12の(3)については、これは誤答例が1メモリという言葉を使って正答を記述できていないということなのですけれども、この1メモリという言葉を使って説明しなさいという指示が確かに問題文にありますから、だからそれは問題文を読んでいないからなのか、それとも1メモリという、そういう算数・数学的な認識、理解、そういうものがないからなのか、その分析こそが欲しい、その1メモリが使ってあるかどうかということが問題ではなくて、そういうグラフにする場合は、そのメモリの度数についての認識理解がどれぐらいできているのかということ、これをはかるとするならば、どういう分析をしなければいけないのかということがあるのではないかと思います。

もう一つ、国語ですけれども、読む能力ということになっていますけれども、読む能力の足りないところの分析が、全てどちらかということと文学的文章の想像力になっているのではないかと思います。そういう意味では、論理的文章の読み取りであるとか、論理的思考力ということが問われているとするならば、そこはどうだったのかという、読む能力と一くくりにするのではなくて、学習指導要領も当然分けてあるわけですから、そのところがやっぱりもうちょっと分析が欲しいな。八王子の子どもは読む能力の中で文学的文章の力は落ちているということが言いたいのか、論理的文章の読み方については大丈夫ということが言いたいのか、それに

よっては図書館整備にしても、どういう図書を整備しなければいけないのかということにもかかわってくるのではないかと思います。

つまり、施策に生かすための分析がなければ、まさに教育長がおっしゃったように、そこは本当に同感です。施策に生かすための分析をぜひやっていただいて、そして生きた情報を出していただけたらうれしいなと思います。

以上です。

坂倉教育長 他に御質疑、御意見でも結構ですので、ございますでしょうか。

小のD校と中のD校が学校司書を配置しているか、わかりましたか。まだわからない。公開が終わるまで時間をもらわなければだめですか。

では、他に御質疑はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂倉教育長 それでは、学力向上に向けた総合的な取組についての御報告は終わりました。

引き続き八王子市教育委員会認定指導教員について御報告願います。

斉藤統括指導主事 八王子市教育委員会認定指導教員の平成27年度の活用状況及び平成28年度の新たな認定指導教員についてまとめましたので、担当の星野指導主事より御報告させていただきます。

星野指導課指導主事 それでは、八王子市教育委員会認定指導教員について御報告いたします。

資料の1ページ目をご覧ください。本事業の目的は、豊かな経験や研究等に基づく優れた授業実践ができる授業力を備えた教員を認定指導教員として教育委員会が認定し、校内研究会の講師や示範授業者として活用し、市立小・中学校の教員の授業力向上を図ることです。

認定については、本人の希望、校長の推薦を受けて、指導主事または統括指導主事が授業観察、本人及び管理職との面接を行い、本人のこれまでの研究実践等も考慮の上、認定指導教員として適格と認めた場合、認定としております。

それでは、今年度の認定指導教員の活動について御報告いたします。平成27年度の認定指導教員は、小学校6名、中学校6名で活動しました。

主な活動状況については、資料の1枚目の項目の3にまとめたように、研修会の

講師や示範授業者、授業研究委員会の部員です。例えば、初任者研修や2、3年受験集会において示範授業を行い、その後の協議会においては、子どもたちの発達段階や教科の特性を生かして1時間の授業をどのように組み立てていくか、認定指導教員として日ごろより心がけていることや、工夫したことを丁寧に話していただきました。また、若手教員が悩んでいることに対して、親身になって話を聞き、的確な指導・助言をしていただきました。

研修後の若手教員のアンケートを集約すると、今、悩んでいることの解決の糸口が見つかった。実際に質の高い授業を見せていただくことで、日々の自分の実践で反省するべきところがたくさん見つかった。明日からすぐにでも実践したいなど、声が出ておりました。

続いて、平成28年度新たに認定する教員について、報告をいたします。

小学校では緑が丘小学校、谷合洋子主幹教諭、平澤彬主任教諭、村松尚徳主任教諭の3名。第六中学校の太田裕也主任教諭の計4名です。

新たに認定する4名の研究と実績についてはお配りした資料の2枚目、別紙の1をご覧ください。

それでは、授業観察の結果について報告をいたします。お配りした資料の3枚目、別紙の2をご覧ください。

まず、緑が丘小学校の谷合主幹教諭です。4年生の音楽の授業を観察いたしました。谷合主幹教諭は、1時間の授業で子どもたちが表現・鑑賞する活動をバランスよく取り入れた授業構成をしておりました。一つ一つの活動に対して明確に目当てを提示して、子どもたちが歌唱、合奏、鑑賞に取り組む学習習慣づくりがしっかりとなされておりました。

次に、緑が丘小学校の平澤主任教諭です。3年生の体育、ネット型ゲームのプレールボールの授業を観察いたしました。平澤主任教諭は最小限の説明で子どもたちの運動量を十分に確保した体育の授業をしておりました。また、準備運動や、主運動につながる補助運動を子どもたちが意欲的に取り組めるように音楽にあわせて行えるような工夫も取り入れておりました。

続いて、別紙の2の裏面をご覧ください。

緑が丘小学校の村松主任教諭です。5年生の理科、ものの溶け方の授業を観察い

たしました。村松主任教諭は理科の専門性が高く、熱心な教材研究をもとに、ものの溶け方について子どもたちが予想し、実験計画を立てて、実験結果からわかったことなどをノートにまとめるといった、問題解決的な学習展開をしていました。また、水溶液がはねて目に入らないように保護メガネを用意し、安全指導も十分にしておりました。

最後に、第六中学校の太田主任教諭です。中学校1年生の外国語（英語）の授業を観察いたしました。太田主任教諭は授業中の発問や指示を全て英語で行い、生徒が英語で話したり書いたりする時間を十分に確保しておりました。ICT機器や視聴覚機器を効果的に活用したり、英単語を練習したり、生徒がペアで英文を伝え合ったりする活動を取り入れたりして、生徒の集中力を途切れさせないような工夫をしておりました。

以上のことから、4名の教員に優れた授業力があると考えております。

認定後の活動については、今年度の活用状況を踏まえて指導課主催の研修や若手教員育成研修において、講師や師範授業者を行ったり、学校の求めに応じ校内研究会の講師として派遣に対する等の活用を考えております。

また、認定指導教員研修会を実施し、認定指導教員としての意識や資質の向上を図ってまいります。

報告は以上です。

坂倉教育長　　ただいま八王子市教育委員会認定指導教員についての報告は終わりました。本件について、御質疑はございませんか。

私から幾つか質問です。まず今27年度は小中各6名、6名で活動しましたと言っておいて、28年度は新規で小は3名、中は1名増えたのだけれども、中は1名、逆に言うと2名減っているわけだよね。それが定年なのか、それとも、もうそういう何というのかな、安易的な教諭がやめたのかということ、教えてほしい。

それから2つ目は、小学校、緑が丘から3人出て、それはすばらしいことで、校長の御指導がいいのかなと思うのだけれども、70校からあるうちで、1校から3人出たが他の学校からは出ないということは、どういうことがあるのかということ、分析も星野さんから聞きたいと思っています。

それで全体的に今、星野さんは、これは議案ではないけれども、授業観察の資料

としてこの人たちはふさわしいですよという説明をしたのだけれども、大人数の中から選ぶのだったらそれでいいのだけれども、恐らく実際のところはたくさんの人になってほしいのに、都の4級と同じようになかなか来てくれないのだとすれば、むしろ説明はそういうことよりも、こういうことをやりましたよではないけれども、こっちのほうが大事だと思う。

それから、指導教員になっていくためには、市ではこういうような時間の軽減などをしてあげたほうがいいと思うのだけれども、今の御説明ではどちらかというと厳しく見た中で、適当ですと言われたよね。そこも含めて、さっきと同じなのだけれども、今求められているのは、やっぱり若手教員が多い中で、何とか指導する人が増えてほしいというときに、みんなに手を挙げてほしいわけだね。けどなかなか忙しいから手を挙げてくれない中で考えると、今の説明はちょっと違うのかなというふうに考えたのだけれども、ここも含めて今言った3点ほど質問したのだけれども、どんなふうに思っていますか。

星野指導課指導主事 1点目の中学校の教員の件なのですが、今年度は6名おりました、28年度に認定されていない2名については、1名は副校長への昇任、もう1名が定年退職という形です。2名にはぜひやっていただきたかったのですが、残念ながらということになりました。

2点目はなかなか人がというような話なのですが、緑が丘小学校から3名ということですが、正直最初のところでは、校長の推薦が緑が丘小学校1校だけでした。その中で、実情、よく話を聞いてみると、最初に村松教員については御自身がぜひやってみたいというような、本人の意欲的なところ。

平澤教諭については、教師道場のリーダーを28年度もやるというようなところで、なかなか厳しいというようなところであったのだけれども、本人が指導教諭を目指したいからということで、そこで推薦をいただいております。

谷合主幹教諭については、校長先生から、若手の先生が多い中で、やはり特に音楽の専門性のところというのがなかなか難しいのでということを出していただいたところなんです。

やはり、先生方も忙しい中で、なかなか自身からやるということが厳しいところで、こちらも校長先生の推薦をお願いしていますが、働きかけについてやはり工

夫していかなければいけないというふうに考えているところです。

坂倉教育長　　今、都の指導教員については4級で主幹級だけれども主幹の管理職でなくて教員以上の指導員になりたい人がやっていて、多少のよそに行く時間の軽減みたいなのはあるわけだよね。それを考えたときに、今、大きな示唆があったと思うのだけれども、一つは緑が丘小の校長が自分の学校だけじゃなくて八王子市全体を上げるということに対して理解を示すことはすごくいいことなのだけれども、他の学校はそれができないということは人がいないわけ。ただ一つは相当に校長先生の評価が辛いという、自分の学校の教員はまだそこまでいってないところもあるけれども、もう一方の理由はそれでも忙しいのにとというのがあるとすると、その意識もぜひ変えていってほしいのだけれども、それ以外に、例えばこういう指導教員制度をつくるのだったら、その学校なり、本人にプラスになるあたりというのを、もちろん都のシステムの中で市がどこまでできるかわからないけれども、考えておいてあげないと、いつまでたってもこんな感じだと思っただけけれども、その辺も含めてどうなのでしょう。

斉藤統括指導主事　　こちらの認定指導教員の推薦に当たりますとは、私が直接校長会で細かく説明をしております。他地区から来る教員もあるので、要綱には載せられないんですけども、校長に話したのは今教育長からもお話しいただいたとおり、指導教諭を目指す教員については、ぜひ御推薦をいただきたいという話をかねがね私からさせていただいています。

この認定指導教員が行っている活動というのは、文字どおりその指導教諭が将来行うべき職務にほとんど近いものであって、私どもがその指導教諭を行う際の市としての推薦を挙げていくことになるので、この認定指導教員として行っていく活動を非常に重視しますよと、ぜひそういったところの将来の育成という意味でも挙げてくださいというように校長のほうに話をさせていただいて、竹内校長先生はそのあたり意識していただいた御対応をさせていただいています。

校長から私のほうにも相談があって声をかけているのだけれどもなかなか出なくてという相談も受けたんですが、ちょっとまだまだその点は足りなかったかなと。ただ時数軽減等のことができるといいんですが、なかなか市のところではそうしたことができにくいという状況もあるので、引き続き私のほうからも声かけをさせて

いただいて、一人でも多くの認定指導教員が出るように心がけてまいりたいなと考えています。

坂倉教育長　　なかなか時数の軽減は無理だと思うのだけれど、どちらかといえば指導教員になるための資格要件だよみたいな、どちらかという要件設定だよ。ぜひ何か考えてほしい。時数軽減じゃなくても本人のめり張りになるような形でもうちょっとあればありがたいなという気がするので、せっかくならいい人を選んだと思いますので。

斉藤統括指導主事　　まさに教育長がおっしゃったとおりで、そのことは本当に来年度も意識していきたいなと考えているんですが、ただ、私の印象なんですが、校長会で説明して、これが指導教諭の登竜門だという話をしたときは、多くの校長がうなずいていたので意識はあるなと、そのところの実際の先生方のところまで届いていない部分なのかなと思いますので、今後もそのあたり、声をかけさせていただきたいと考えております。

坂倉教育長　　他に御質問ございませんでしょうか。

輿水委員　　今のお話ですけれども、その校長への話というのはいつごろされるんですか。

斉藤統括指導主事　　こちらの募集をかけるのが1月ということになりますが、そちらの通知とあわせて説明をさせていただきます。

輿水委員　　私はやはり、こういうのが個人のキャリアプランだと思うのです。そうすると、いつの時点で校長がきちんとその一人一人のキャリアを考えて、いく末といいですかね、育成をするという自分の計画の中に入れ込むか、そう考えると人事考課制度といいですかね、自己申告をとって個人面接をするのは1学期にやるんですよね。そうすると、そのときに芽を出させておかなければ、1月一番忙しい時期になっていきなりこう言われても、校長のほうも来年誰を担任にしようかということのほうへ頭がいてしまいますので、いつの時点で校長にそういうことをアナウンスして、そして校長に意識を持たせて、いつの時点で個人に降ろすかという、これも一つお考えになっていただければいいのではないかなと思います。

もう一つ、質問です。この認定指導教員というのは、ごめんなさい、勉強不足ですけれども、八王子の学校にどれくらい出かけて行ける、または出かけて行った実

績があるのか、または教員研修その他で講師として、どれくらい活動した実績があるのか、それを教えてください。

齊藤統括指導主事　この3月での活動報告書のほう、それぞれ担当のほうに提出していただいて、正直個人差はあるんですけども、大体、年間に3回から4回ぐらいは近隣の学校でしたり、先ほどもお話をさせていただきましたとおり、指導課主催の講師として活躍をしていただいております。

輿水委員　忙しいとも思うし、ただやっぱり実績を残していただかないといけないのではないかと思うのですね。今年上がってきた人材も、来年度平成28年度に教師道場のリーダーがあるというふうになってくると、かなり厳しい日程ではないかと。そういう中で、やっぱり本市の認定指導教員なわけですから、これは意図的に声をかけるなり場をつくってあげないと、自分からというのはなかなか時間がとれないのかな、または、校内的にも自分から行くというのは難しいのかなと思いますので、決めた以上は登竜門というお話もありましたけれども、この肩書がつけばいいというのではなくて、実際に指導した実績を身につけた上で、本当に力のある指導教諭を育てていきたいと思いますので、ぜひそこをよろしくお願ひしたいと思います。

齊藤統括指導主事　先ほど認定指導教員の声掛けの時期というふうなことでございますが、確かにそういう1月というところでは遅いというところがございます。来年度に向けましては、年度当初からそういったこと意識して声を掛けていきたいと思ひますし、特に認定指導教員の制度を知らない他地区から初任された先生、または、市内で副校長から昇任された先生に対しては、新任の校長研修が4月にありますので、そのあたり私からも改めてお話をさせていただきます。

さらにその指導主事が各担当校におりますので、担当校を訪問する際に力のある教員を挙げていただき、指導主事からも個別に校長に声かけさせていただくなど、いろんな方策で掘り起こしを図りたいというふうを考えております。

坂倉教育長　他に御質疑ございませんでしょうか。

和田委員　インセンティブがあまりない中で、これに手を挙げて忙しい仕事を引き受けていくという、なかなか今の学校の状況を考えると厳しいなというふうに思っているのですが、やはりそうは言っても、教員を育てていく中に力のある教員の授業を見たり、あるいは指導を受けるということは非常に大事だと思うんですね。ぜひ、

推進してもらいたいと思っているんですが、その推薦のする母体として小中学校の研究会、ここも出ているわけなんですけれども、教科を見てみると中学などもそうなんですけれども、やっぱり研修されていない教科があるわけですね。そうすると、やっぱり研究会あたりから力のある人を出してもらおうというような、そういう流れと、それから各学校から出してもらおうという流れが一緒にならないと、なかなか人を出すというのは難しい状況にあると思うんですけれども、研究会、小中の教育研究会あたりはどんな、こういう認定指導教員を出すに当たってのかかわりを持っていらっしゃるのでしょうか。その辺を開拓しないとなかなか難しいんじゃないですか。

齊藤統括指導主事　　今おっしゃったとおり、その小教研、中教研との連携というのも重要なのかなと考えているんですが、実はその別途の指導課のほうに依頼する教員の中には、力のある教員として中央研究委員会の推薦というのを小教研、中教研ではお願いしていることが多く、それに加えて先ほど輿水委員からお話があったとおり、私ども1月に募集しているというようなところで、さらにそこでというのは難しい状況になっていますので、今お話しいただいたところでも年度当初からそのことを意識して、各小教研、中教研の部長、校長等にも少し根回しをしてまいりたいなというふうに考えております。

坂倉教育長　　よろしいですか。

輿水先生、よかったね。前の案件に比べてお手やわらかでね。

次に移ります。

引き続き、第3回八王子市いじめ防止対策推進会議についてを御報告願います。

佐藤統括指導主事　　2月22日、月曜日、八王子市役所議会棟4階、第5委員会室で開催いたしました、第3回八王子市いじめ防止対策推進会議について、担当の高木指導主事より御報告いたします。

高木指導課指導主事　　私からまず御説明させていただきます。

本推進会議では、初めに(1)学校のいじめにかかわる取り組みについてとして、市立第七小学校の児島校長先生より、第七小学校いじめ防止基本方針の紹介と、いじめが疑われた際の具体的な取り組みを、実際の事例をもとに説明していただきました。

委員からは校長先生のお話に出てきた、スクールカウンセラーの任用や、業務内容についての質問、家庭の認識と学校の認識との間に差があること、さらに子どもたちのトラブルが保護者同士のトラブルにすりかわることが問題であるといった意見が出されました。

その次に、1月30日、土曜日に実施いたしました(2)中学生ミーティングについて、佐藤統括指導主事より御報告いたしました。中学生ミーティングの映像、こちらを視聴後、中学校PTA連合会と教育委員会で作成しました指導資料(3)にあります「みんなで考えよう！ケータイ・スマホのある生活(案)」について紹介させていただきました。ここではさまざまな子どもたちに発言の機会を保障していくことが大事であるといった意見や、子どもと保護者の話し合いの場を今後も設けていければいいといった、子ども同士や親子のコミュニケーションが大切であるといった意見が出ました。いじめも親子のコミュニケーション不足によって、保護者が子どもの問題に気づかなかったり、親子のコミュニケーションの問題がほかの子どもに対するいじめとしてあらわれていることもあったりするといった御意見も出されました。

(4)の各委員からのいじめ(健全育成)にかかわる取り組みについては、各委員がお話された主な取り組み内容と御意見をまとめましたのでご覧ください。ここではどの委員の方も、学校とどのように連携すればいじめ問題の解決につながっていくかということを考えて独自の取り組みを行っていただいております。小学校PTA連合会や中学校PTA連合会、青少年対策地区委員会の方からは、積極的に保護者に対し子どもとコミュニケーションをとるよう働きかけていくといったお言葉をいただきました。

最後に非公開案件としまして、いじめにかかわる困難な事案について事例を紹介し、委員の方から助言や御意見をいただきました。平成28年度も本推進会議を3回予定しておりますので、今年度の取り組みや委員の方からいただいた御意見をもとに、さらに本市のいじめ問題の解決に向けて取り組んでまいります。

報告は以上です。

坂倉教育長 ただいま第3回八王子市いじめ防止対策推進会議についての報告は終わりました。本件について、御質疑はございませんでしょうか。

先日の議会で、今年度の予算と来年度の予算の違いの中で、いわゆる構成メンバーの単価とか何か違ったのかという話があったけれど、回数が増えたんですよという話をしたんですが、前も言ったみたいに、今回はいろいろ予算で難しいのかもしれないけれども、最低3回ぐらいはやったほうがいいなと思いますので、もちろんこれとは具体的な例は別の組織であることは十分承知しながらも、こういう形も数があったほうがいいと思っていますので、ぜひその辺のところ3がいいかどうかも含めてまた検討してほしいなと思うのが1点と、資料1のここから非公開のところは非公開でいいと思うんですが、ここで出たような困難な事案に対する対処案、対処法とか、それからその場であった具体的な助言について、全校なり全市に知らしめていくような工夫というのは何か考えているのかどうか。

山下指導担当部長　このいじめ防止対策推進会議の組み立てをしたときに、最後のところに非公開案件をつけて、各委員さんから御意見をいただきたいようなことがあればそこで出すということです。詳細の内容は当然表には出せないわけですが、これは例えば市の校長会とか、そういったレベルの中では当然学校への周知とか、それから対応について説明ができると思いますので、具体的な取り組みについては各学校に直接この結果を使って指導していきたいと思います。

坂倉教育長　そこは大事だと思うので、非公開はそれでいいと思うのです。それから、前日も言ったけれども自分のところのことをさらしたくないという意味で隠すわけではないだろうし積極的に相談したいのだろうけれども、逆にいじめまでいかなくても、小さな事例でも出していただいて、こうすればいいんじゃないかという声が出て、それが生きると思えばどんどん事例も出てくると思う。要するに会議を開いて外に向かっていじめだがありましたというのが目的じゃなくて、こういったことを出すことが大事で、それはぜひ共有してほしいので、ダイレクトに伝えにくいところは別名でいいし、内容は非公開でいいので、各学校が共有できるような考え方をぜひ進めていただきたいと思います。

他に御質疑はございますでしょうか。

和田委員　今の教育長と同じなんですけれど、この非公開の部分の事例説明というのは、学校名も何も全部出して話し合っているんですか。というのは、ひとつ学校の事例という形で、かなりいろいろ個別の個人情報だとか、学校情報が流れないよう

な形での、そういう事例掲示のような形ではなくて、直接的な内容になっているんですか。要するに、公開したほうがやはり情報の共有であるとか、あるいはそういうものがしやすいと思うんですよ、非公開にしてやるよりは。そういう市の出し方はどんなふうになっているのですか。

高木指導課指導主事　非公開についてなんですが、こちらの事例については、もう学校名も学年も出して具体的にどう取り組んだか、どういうことで困っているかというのをお話をさせていただきました。

輿水委員　今、和田委員がおっしゃったのは、そういう具体的ないわゆる事実を出すのであるならばこれは非公開にせざるを得ない、当然だと思うんですね。だけれども、それを閉じたままにしないで全体の財産といいますか、教訓にしていくためには、生の事例ではなくて、ある意味、想定事例といいますか、たくさん事例があるわけですから、ある程度それをデザインする、そういう形の想定事例として出して、公開の立場でそれを討論することによって、さまざまな知見をまたはいろんな方から出てくる御意見も共有できないかと、そういう意味でお伺いしましたが、それでよろしいのでしょうか。

和田委員　いいですか、ちょっとつけ加えて。それでなぜそういうことを言っているかということ、いじめのこういう困難な事例というのは、1回で解決するものではないわけですよ。継続的にその状況を把握して、何が効果があって、何が効果がなかったのか、そういうものを検証していく上では、ポンと1回出して終わりというのではなくて、やっぱり継続的に見ていくようにするには、やっぱりある程度のぼかす部分をつくりながらも、問題の本質は何なのかということ継続して追っていくことが必要なんじゃないかなというふうに思っているんですね。

私も他の市でそういう問題協議に入っているんですが、それをやっているんですよ。実は4月の段階でこういう状況になっていたんだけど、こういう指導をしたら次の会議のときにはこうなりましたよ、その次はこうなりましたよというふうに、そういうものを継続的に追っていくんですね。そうすると、最後は解消したのかとか、解決したのかとか、そういうようなことが見えてくるので、恐らくこの事例でいくと、1回ぼっきり出してどうなのだ、難しいだろうという話になっていって、こういうふうにやっていますよという話で終わってしまって、じゃあ次は違う

事例を出すという形でやっているんじゃないんですか。となってくると、なかなかそういう問題の解決のプロセスであるとか、その対応が見えてこないような状況になってしまうので、できるだけオープンした形になれるような事例の書き方をして、その過程を皆さんが共有できていくということが大事なんじゃないかなというふうに思っています。可能だと思いますよ。

坂倉教育長 継続をすることは大事だと思うんですけども、それと会議の公開はどうかといったときに、この会議の皆様方が本当に真剣にその事例を知るためには、余り事務局の段階でオブラートに包むんじゃなくて、そこは生で私はいいいと思うんですね。ただ、さっきも言ったみたいにそれを全体共有させていくためには、それこそオブラートじゃないですけども、隠してやっていって、もう一つが、継続性が大事だと思っていくんですけども、なるべくやっぱりもちろん広く多くの方に知ってもらうのも必要ですけども、この会のこういう方々を集めて各学校の事例を真剣にやるとすれば、それは一定程度の非公開は仕方ないなと思いますけれども、あとはだから、その後の生かし方だと思うんですね。今言ったように、1回で終わらせないためには継続でやっていくとか何かして、それと同時にその結果というのを個人名とか学校名をわからないような形でいいですから、全体に返してくる、それだったらできると思います。

山下指導担当部長 和田委員からの御指摘、まずこの会議の成り立ちとして、案件によっては非公開で対応せざるを得ない案件があるだろうということで、項目立ての中には立てておいてある、ただ、御指摘のとおり、可能なものについては公開していく中で継続的にやるという視点は非常に大事だと思っていますので、教育長が言われたとおり非公開という部分が、場合によってはあるという次第の組み立てをしながらも、その中には公開の中でやれる、継続的にやれるものについては今後取り組み方については考えていきたいというふうに思っております。

坂倉教育長 他に御質疑はございませんでしょうか。よろしいですか。

〔（なし）と呼ぶものあり〕

坂倉教育長 続きまして、教職員課から御報告を願います。

廣瀬教職員課長 それでは、高齢者叙勲の受賞につきまして御報告申し上げます。

受賞された方、受賞者元八王子市立加住小学校長、須崎新太郎。昭和3年2月2

0日生まれ、東京都羽村市在住の方です。受賞内容ですが、瑞宝双光章。発令日、平成28年3月1日、火曜日。経歴でございますが、教育公務員歴41年、校長歴9年の方でございます。

八王子市におきましては、中野北小、加住小学校の校長でいらした方でございます。

報告は以上です。

坂倉教育長 　　ただいま高齢者叙勲の受賞についての報告は終わりました。

本件について、御質疑はございませんでしょうか。よろしいですか。

〔（なし）と呼ぶものあり〕

坂倉教育長 　　続いて、生涯学習政策課から報告願います。

井上生涯学習政策課長 　　それでは、姫木平自然の家の運営協議会の設置につきまして報告させていただきます。

姫木平自然の家につきましてはこれまでも何度か運営の方法について議論いただいたところですが、今月3月1日付で指定管理者の長和町振興公社及び長和町と運営協議会を設置する運びとなりましたので、御報告をさせていただきます。

それでは、詳細につきましては塩澤主査から報告いたします。

塩澤生涯学習政策課主査 　　それでは説明いたします。

姫木平自然の家については、昨年12月に開催されました市議会定例会において、今年4月からの指定管理者を長和町振興公社に指定する旨、議決されたところです。

次期指定管理期間であります平成30年度までの間に施設の存続も含めた今後の運営方針を決定することとしております。

また、利用者であります小中学校からは食事メニューの見直しなど、運営に関する改善要望などもいただいているところです。このため、指定管理者であります長和町振興公社、及び土地の所有者である長和町との間で協議会を設置し協議を進めることといたしました。

それでは資料をご覧ください。資料の2の協議会の役割ですが、姫木平自然の家の運営全般にわたり、長和町振興公社及び長和町と協議し、現状における課題の解決や今後の運営方針について意思統一を図るものでございます。

3の組織構成ですが、別紙をご覧ください。組織としまして協議会、幹事会を表

にございますメンバーで構成いたします。

4の今後の予定ですが、七つのステップに分けて検討していきたいと考えております。ステップ3におきましては、方向性の検討結果を踏まえた上で、教育委員会定例会において協議を行いまして、最終的には教育委員会としての方針を決定いたします。その後、経営戦略会議に付議し、市としての方針を決定する予定です。

なお、時期につきましては、なるべく早く協議会で方向性を見出していきたいと考えておりますが、相手のいることですので、現段階では具体的には示しておりません。

説明は以上です。

坂倉教育長 　　ただいま姫木平自然の家運営協議会の設置についての報告が終わりました。本件について、御質疑はございませんでしょうか。

輿水委員 　　相手がいることはわかりますが、ステップ7のところの、これエンドラインは決まっているのですか。

塩澤生涯学習政策課主査 　　先ほど説明しましたとおり、指定管理期間が平成30年度の末までとなっておりますので、平成30年度の時点ではステップ7ということで、市民、利用者に周知を図っていきいたいというふうに考えております。

井上生涯学習政策課長 　　庁内で打ち合わせをしたときに、例えば小学校、中学校では仮に姫木平自然の家を利用しなくなる、利用できなくなるということであれば、少なくとも1年半前にはその方向性を出してもらわないと、次の施設が見つけれないよというような御意見もいただいておりますので、方向性については、少なくとも指定期間満了の1年半前までに見出していきたいと考えております。

坂倉教育長 　　他に御質疑はございませんでしょうか。

今の話だと大分その方針は厳しいと思います。ステップ1あたりの利用者等の意見集約は大事なのもかもしれないのですけれども、今の段階での市全体の意向だろうけれども、所管の考え方としてどんなふうに思っているのかというのが1点。協議会は3対3でいいのですが、幹事会で見ると3対4になっているといったときにはどうなのか。完全廃止という形があるのかどうなのか別にしてどうなのかと思うんですけれども、その辺も含めて所管としてはどんなふうに思っているのですか。

井上生涯学習政策課長 　　まず、現在既に庁内の検討はしておりまして、庁内の利用所

管からは、この施設については、そもそもの設置目的が青少年の健全育成という目的で設置しているもので、しかも現在、小中学校含めて地元の青少年団体等も利用しています。その利用の過程で例えば遠いとか、医療機関が近くにないというような、デメリットもありますけれども、そもそも遠くに行ってこういう自然の家のところで、こういう施設を使って経験すること自体が貴重なのだよというような、そういった御意見も所管からいただいているところです。そういった意見を踏まえて、長和町のほうとは協議を進めていきたいと考えております。

構成メンバーですけれども、協議会は、主に市のほうは部長職、長和町のほうは代表取締役等のメンバーで構成しております。こちら具体的な検討は幹事会で検討いたしまして、それを協議会に報告するというようなそういった二層の構成で協議をしていきたいと考えております。メンバーは確かに八王子市の幹事会のほうは人数が少ないのですけれども、これは協議をしていく場ですので、当然廃止ありきということではなく、まず、八王子市の意見を集約した中で八王子市の考えを伝え、それに対して長和町の意見を聞いていくというようなことで段階を追って進めていきたいと考えております。

坂倉教育長 他に御質疑はございますでしょうか。よろしいですか。

〔（なし）と呼ぶものあり〕

坂倉教育長 続いて、文化財課から報告願います。

中正文化財課長 それでは、中田遺跡公園の再整備の完了について、御報告させていただきます。

中田遺跡公園につきましては、園内にあります復元家屋の老朽化が著しく、再建した場合の影響等を検討した結果、復元住居を解体することとして、再整備することということで御了解を得ておりました。このたび、その再整備が完了いたしましたので、その報告をするものでございます。

資料にあります、経過につきましては直近のものしかないのでございますけれども、そもそこの中田遺跡公園でございますが、昭和41～42年に発掘を行いまして、昭和44年に中田遺跡公園内に復元家屋を整備いたしましたところでございます。その後、昭和52年に一度火災で焼失しまして、復元家屋を再建いたしました。ただ、それが長年にわたってまいりまして老朽化したために、平成26年度、昨年度の定例会

におきまして復元家屋を解体し、遺構表示、遺跡の状態を表示するような形での整備をすることとして御了解を得、また、中田遺跡公園につきましては公開のための条例を設定していましたものですから、中田遺跡条例を廃止する条例についても御了解を得たところでございます。

昨年、平成27年7月にその復元住居の解体工事が完了いたしまして、その後遺跡の遺構表示を行う工事を実施しておりましたが、2月に遺構表示が完了し、また、そこにつけております解説板もでき上がったことから、今回御報告するものです。

整備内容としましては、住居跡の遺構表示と案内看板、それから園内に駐車場を2台分設置しております。詳細につきましては、裏面に地図がございますのでご覧ください。

左側のほうに住居の跡が線で4軒分ございますけれども、今回遺構表示を行いましたのは、左側に3軒並んでいるうちの真ん中、少し色のかわっているところでございます。こちらに元は復元した住居があったものを解体し、遺構表示を行いました。

また右側、上のほうから下に向かって線が細くありまして、右下のほうに四角く2台分駐車場の場所がわかると思いますけれども、ここに右下のところに駐車場2台分整備いたしまして、そこから右上にありますこの四角い建物はトイレになっているのですけれども、こちらの方に通じる園路を整備したものでございます。

今回整備が終わったことから、事務手続が完了次第、公園課に移管を行う予定となっております。

御報告につきましては、以上です。

坂倉教育長　　ただいま中田遺跡公園の再整備の完了についての報告が終わりました。

本件について御質疑はございませんか。

遺跡条例を廃止して、施行規則も廃止して、遺構の看板はあるけれども、あとは全て文化財から離れて、公園も公園課の管理としたときに、名前はまだ中田遺跡公園なんではないでしょうか。

中正文化財課長　　中田遺跡公園につきましては、地元の方にそのような名称で親しまれておりますので、このままの名称でいきたいと考えております。

坂倉教育長　　遺構表示はこの後古くなったとしても、これの書きかえはもう公園課。

中正文化財課長 市の史跡ということでもありますので、解説板につきましては文化財課で責任を持って対応したいと思います。

坂倉教育長 他に御質疑はございますでしょうか。よろしいですか。

〔（なし）と呼ぶものあり〕

坂倉教育長 続いて、こども科学館から報告願います。

牛山こども科学館長 それでは、こども科学館の大規模改修工事に伴う臨時休館について報告いたします。

こども科学館は平成28年度から29年度にかけて、平成29年度の市制100周年にあわせて、魅力向上のため体験型展示物の更新やプラネタリウムの改修を行うほか、利用環境向上のため、施設の大規模改修工事を実施いたします。このため工事期間中を臨時休館といたします。

なお、リニューアルオープンの予定は平成29年度夏休みを目指しております。

1 臨時休館の期間ですが、平成28年10月1日から平成29年7月19日の約10か月間となります。

2 工事内容ですが、(1) 展示物の制作・設置、(2) 施設改修工事ではプラネタリウム等のシート、ドームの改修、空調、屋根防水等の施設整備等の改修がございます。

3 経費ですが、(1) 展示物製作設置業務委託料は平成28年度予算につきましては、6,552万円、平成28・29年の2か年総額で3億2,760万円となっております。(2) 施設改修工事費ですが、平成28年度につきましては2億7,942万円、平成28・29年度の2か年総額で6億9,856万円の予定となっております。

4 休館の周知方法ですが、(1) 広報はちおうじ及びホームページに掲載してまいります。また、(2) 市内小学生全員に配布するイベントチラシ等に掲載してまいります。また、(3) 館内で掲示周知しております。また、他には、特に小中学校や団体につきましては個別に周知してまいりたいと思います。特に小中学校については個別に周知を始めております。

5 休館中の小中学校への学習代替事業としまして、休館中10月からになりますが、希望する各学校に移動式のエアースタドームを仮設しまして、プラネタリウム

を投影する出張プラネタリウムを業者委託により実施していきたいと思います。これにより、学習中断がされないように配慮を十分してまいりたいと思います。

報告は以上です。

坂倉教育長　　ただいまこども科学館の大規模改修工事に伴う臨時休館についての報告が終わりました。本件について御質疑はございませんでしょうか。

今の説明の中で、周知方法の最後で学校には既に周知しているとありましたが、学習代替事業、それはそれでいいと思うのだけれども、臨時休館を見ると平成28年度の後半と平成29年度の前四半期だよ。だから、なかなか学校というところは年間行事を変えるのは大変なのだけれども、もう少し早く言っておけば、この期間を避けられたのではないか。やっぱり出張プラネタリウムよりはプラネタリウムで見てほしいと思ったので、もちろん議会で通らなかつたりしなければこういうものを正式に発表できないのだけれども。現実その学校には、いつごろから説明したんでしょうか。

牛山こども科学館長　　学習代替事業としての出張プラネタリウムですが、学校の授業の計画がある関係で、今年1月から実は学校と連絡をとりまして、この期間休館になりますけれど、代替授業としてこういうものを用意しますということで、連絡をさせていただいております。

坂倉教育長　　その対応はどうですか。

牛山こども科学館長　　もちろんドームに来ていただきたい学校が多いのですが、ただ学校側もやはり学習の時期があるのと、ドームも収容能力がありますので、調整させていただきました。特に後半の分が前半に集中してしまいますと、収容し切れないものですから、一部調整させていただきながら、このような事業の組み立てをさせていただきました。

坂倉教育長　　もちろん代替事業を用意したことは悪いことではないです。責める気はないのだけれども、今言ったみたいに本当はドームに行きたいという中で、学校側のその時期というのは十分考えなければいけないし、そこはもう少し柔軟にしてほしいです。いつも学校側に言っていることだけれども、変わることがあつたら事務局側にはなるべく早くお知らせしてほしいということを言っているところなので、その辺で今の時期で仕方がなかったのかなと、少し遅い気もするけど。後半に言っ

ていた時期的に固まるというのは、言い訳だと思うのです。小学校70校の中で1学年の人数が多い3クラスくらいが重なった場合、整理し切れないというのは、私はあまり理解できないのだけれども。本当に収容が今の中で、そんなにやりきれないんですか。

牛山こども科学館長 平日ですと確かに午前2回、上映開始となりましてそこで振り分けてやっているところですが、全部の時期が確実に4月から、例えば夏休み前で分散できる時期に学校のほうも来られるわけではございませんので、やはり4月は厳しいとかそういう時期が集中するときがありますので、そこはなかなか同時期に集中してしまうとなかなか対応できないところがあります。

坂倉教育長 それも含めて先程の学習状況もあるけれど、理科部会あたりで調整してもらうことも必要だなと私は思います。上映は平日2回と言ったけれども、純粹たる民間施設だったら需要が多ければ回数を増やすと思います。難しいことはわかるよ。わかるけれども。民間施設だったら柔軟にやるんだよ。そのときに4月に全部固まってしまってもうできませんという、その発想から言っていると、せっかくコニカミノルタサイエンスドームになったのが、いつまでたっても広がらないと思う。

それから、誰もオリンパスホールを新市民会館と言う人はいないです。エスフォルタアリーナもすごく難しい名前だけれども、新体育館なんて言う人はいない。だけれども相変わらずこども科学館と言うよね。せっかくのネーミングライツなのだから、コニカミノルタサイエンスドーム、長いけれども、広めていくためにはそういう工夫がいると思うので、そういう意識というのを持っていただきたい。館の人たちにはそういうすごくいいことやっているのだけれども、まだいいことやっているから見てみるよという感じが私には見えるのね。そこのところを、何としても来てほしいという感じを出すように最後に館の皆さんに叱咤してほしかったと思います。

他に御質疑はございますか。よろしいですか。

〔(なし)と呼ぶものあり〕

坂倉教育長 他に何か報告する事項はございませんでしょうか。

斉藤統括指導主事 先ほどの学力定着度調査の件につきまして、指導主事が確認してまいりましたので、回答させていただきたいと思います。

日向指導課指導主事 先ほどお答えできませんでした、学校司書の未配置の学校につきまして私どもで調べてまいりました。70校のうち4校が未配置となっております。1校につきましては、今回、受験した者がいませんで3校です。3校のうちやはりほとんど読まないと回答しているパーセントは35.7%、25%、14.3%、1冊から2冊に関しましても70%を超えているD層のやはり未読率が見られます。ですので、やはり今後もその配置をぜひこの学校も希望しているかと思いますので、次年度全校配置ですので、学校司書をぜひ活用していきたいと考えております。

また、A Tの配置につきましても平均よりも高い学校につきまして、国語につきましても、まだ課題がありまして4校でございます。

算数も平均よりも高いと上回っている学校につきましても、小学校ですけれども16校のうち4校でございます。ですので、資料にも書かせていただきましたが、希望校が小学校では33校あったのに対し、配置校が15校。中学校が15校希望しておったところ7校の配置となっておりますので、アシスタントティーチャーにつきましてもぜひ配置をされていければと考えております。

以上でございます。

坂倉教育長 今のを聞いて私は少し違う感想を持ちました。前半はおっしゃるとおりで司書を希望しているかどうかというのは疑問があるのだけれども、結果は出ていると思います。後半に関して言うと、いわゆる学校サポーターやいわゆるT Tに準じた形のA T、学校サポーターに近い形なのかな、それについては結果として上がっていない気がします。東京都のT P配置、それからT Tでもいいですし、それは少人数でもいいのだけれども、そこをどう生かしていくかもあるのだけれども、A Tを入れるのに教員の指導力がないからとか、学級崩壊のサポーターと同じような扱いで配置するのは違うと思います。そこをしっかりと意識づけしないとA Tの結果出ないというのが一つ。

もう一つ、ここで全校配置司書になるのだけれども、小学校4校は希望したと思えますと言うけれど、していないと思う。小を中心にやると言いながら、やっていない。さっきの四つのパーセントを聞いたときにちょっといいところもあったから、小の学校の中でもよっぽどいい指導教員がいるのかもしれないけれども。でもそれ以外はやっぱり校長の意識として学校司書の意味というのを理解していないと思

ます。学校司書をただつけるのではなくて、他の学校でどう生かされているか、またどう生かすか、そこをよっぽと言わないと。担当の人はどうやっているかわからないし、一番心配していた「あ、来てくれた。任せりゃいいや」となってしまうと思うので、そこは皆さんが本当に意識を持ってくれないと、ここまで頑張っただけでも、配置しても、「ああ来てくれた、ほっとした、じゃあ任せよう」となってしまうかねない。そこだけしっかりしてほしいなというふうに、私は思いました。

齊藤統括指導主事 来年度に向けては全校配置ということもありますので、4月の当初に配置校連絡会があるのですが、全副校長が参りますので私から直接今のことも含めて、強く話をさせていただきます。

また、校長に対しても来年度の校長研修のところでも1回目で学校図書館の活用における学校経営の充実というようなあたりで、講師を呼んで話をさせていただく予定ですので徹底してまいります。

坂倉教育長 他に何か報告する事項はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂倉教育長 これまで公開の案件は終わりで、終わりにしたいんですけど、事務局の指示によりますと、坂倉教育長から御挨拶してほしいということなので、事務局とか最後に自分で終わることに対しては挨拶する気もないんですけども、いわゆる教育委員会制度の公開とか、それから一生懸命、傍聴に来てくださる方に対して、ちょっと一言言いたいのです。

これで私の最後の進行でございますけれども、今もお話しましたように自分が終わることは全然関係ないと思っていますし、教育委員会はこれで新しい教育委員会制度になって教育長の力というのは少し特に事務を中心に増しましたし、総合教育会議もできましたけれども、やはり合議制の機関であるということには大きな変化はないと、合議制の政策決定機関ですよ、そこで一番大きなことは総合教育会議でもこの会議のいいところをとりましたけれども、会議が公開されるということがございます。先ほど公開・非公開でちょっと議論もありましたけれども、原則的にやっぱり会議が公開されて、多くの方々の前で話をするということは、非常にやっぱり話すことに対する真剣みとか、それから常に真剣なんですけれども緊張感があって、すごくありがたいと思って、それがなぜ支えられているかと言いますと、毎

回のように傍聴に来てくださる皆様方のおかげだと思っております。

そういう意味ではこれからも永久に教育委員会は続いていきます。そういう中では、いつも来てくださっている方は思っていると思いますが、他の会議に比べて少し細かいことが長いなとか、いろいろ思っているかもしれませんが、こうした形で物事が決まっていっていき、この過程を公開で見られるということはすごく民主主義の中でいいことだと思っておりますので、ぜひ傍聴の方々にはこれからも天候に関係なく、足しげく通っていただければありがたいと思っております。

こういう形でまた次回以降も進んでいければ私も幸いと思うところでございます。今日も傍聴ありがとうございます。

廣瀬学校教育部長 ありがとうございます。

せっかくですので、各委員の方々から一言、教育長の退任に当たってお言葉をいただければというふうに思いますが。輿水委員いかがでしょうか。

輿水委員 きっと教育長はこういう形はお嫌いだというふうに思います。本当にさまざまな思いはありますけれど、でも残されたものをしっかりと受けとめて、今お話があったように市民の皆さんに対して開かれた、そしてまた八王子の教育が少しでも前進するように残された者として受け継いでいきたいというふうに思います。

一言です。本当にありがとうございます。

村松委員 長い間、本当にありがとうございました。

今日は、午前中小学校の卒業式に行ってきました。立派な子どもたちを送り出して、本当に感無量でした。ちょうど今日卒業した子たちは小学校1年生のときに、地震がありまして八王子も揺れましたし、何でか知らないのですけれども、都内と比べて八王子市は本当に計画停電が多くて、また食糧が来ない。原発の問題もある。テレビではニュースがずっと自分たちと同じ年の子たちが流されたり、亡くなったり、そういう恐怖と不安の中で学校に通ってきた。その6年生が卒業して本当に感無量でした。

その中で陣頭指揮をとってくださって、八王子市、また教職員、子どもたちのために一生懸命御尽力してくださった教育長、本当に感謝しております。ここで泣けばいいのですけれども、別に泣けないと思いますので、ぜひまたいろいろと御助言いただいたり、御指導いただければ幸いです。本当に長い間ありがとう

ございました。

和田委員 私、一番長く坂倉教育長が学校教育部長時代から大変お世話になりました。教育委員会制度が変わって、やはり会議を主催し取りまとめていく委員長と、それから事務局を取りまとめていく教育長が一つになって、この会議及び教育委員会全体を進めていくという立場はなかなか難しい立場にあったのではないかなというふうに思っています。

ただ、今までの事務局の一員として、部長として取り組まれてきたことがこの会議の中でも教育の現場を非常に足しげく通って、校長先生のお話を聞いたり、現場の学校の様子を見て、あるいは子どもたちの様子を見て発言をされる、そういう真摯な態度がやはり二つの事務局と、この教育委員会のバランスをとる、そういう役割を果たしていただいたのではないかなというふうに思っています。

私は本当にいろんな角度から御指摘をいただいたり、あるいは私たちがやはり気がつかないでいる部分を、事務局から引き出していただいてこの会議の中で議論の対象にしたり、あるいは私どもの話の整理をしていただいて、それを事務局に返していくというような、そういう絶妙な進め方をしていただいたのではないかなというふうに思いました。

教育長になられてから非常に会議もスムーズになりましたし、あるいは活発な意見を私たちも気持ちよく出せるようになってまいりましたので、この機会に退任される、勇退されることは非常に残念なことですけれども、私どもも今までの御指導いただいた点を生かしながら、市の子どもたちのために、あるいは市民の方々のためにこれからも一生懸命、委員の役割を果たしていきたいというふうに思っておりますので、最後に感謝を申し上げてお礼をしたいと思います。どうもありがとうございました。

坂倉教育長 以上で公開の審議は終わります。

なお、休憩後は非公開となりますので、傍聴の方は御退席をお願いしたいと思います。

再開は16時45分といたしたいと思います。

【午後4時40分休憩】